

洞 爺 湖 町 議 会 令 和 7 年 9 月 会 議

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 7 年 9 月 1 2 日 (金曜日) 午前 1 0 時 0 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 一般質問について
- 日程第 3 同意第 3 号 洞爺湖表彰条例に基づく同意について
- 日程第 4 報告第 5 号 健全化判断比率の報告について
報告第 6 号 資金不足比率の報告について
- 日程第 5 報告第 7 号 株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告について
- 日程第 6 議案第 1 6 号 洞爺湖町宿泊税条例の制定について
- 日程第 7 議案第 1 7 号 洞爺湖町税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 8 号 洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 1 9 号 洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 2 0 号 洞爺湖町職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 2 1 号 洞爺湖町立学校設置条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議案第 2 2 号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
議案第 2 3 号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
議案第 2 4 号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 日程第 1 3 議案第 2 5 号 財産の取得について
- 日程第 1 4 議案第 2 6 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 1 5 議案第 2 7 号 令和 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 1 6 認定第 1 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定について
認定第 2 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定について
認定第 3 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定について
認定第 4 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
認定第 5 号 令和 6 年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定について

- 認定第 6号 令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定について
 認定第 7号 令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

日程第1～日程第16まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	石川邦子君	2番	小林真奈美君
3番	千葉薫君	4番	五十嵐篤雄君
5番	今野幸子君	6番	室田崇行君
7番	大屋治君	8番	大久保富士子君
9番	越前谷邦夫君	10番	石川諭君
11番	板垣正人君	12番	大西智君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	下道英明君	副町長	八反田稔君
総務部長	高橋秀明君	経済部長	佐野大次君
洞爺総合支所長	若木涉君	経済部長次	篠原哲也君
洞爺総合支所副支所長	片岸昭弘君	総務課長	末永弘幸君
企画財政課長	藤岡孝弘君	政策推進課長	野呂圭一君
住民税務課長	宮下信一君	健康福祉課長	高橋憲史君
子育て支援課長	平間義陸君	介護高齢課長	鎌田智子君

観光振興 課長	田 仁 孝 志 君	産業振興 課長	仙 波 貴 樹 君
生活環境 課長	高 橋 謙 介 君	上下水道 課長	宮 古 義 信 君
地域振興 課長	後 藤 和 郎 君	会計 管理 者	兼 村 憲 三 君
教育長	渋 川 賢 一 君	教育指導 参 与	山 本 惠 一 郎 君
教育推進 課長	細 江 幸 恵 君	社会教育 課長	角 田 隆 志 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	佐々木 勉	書記	黒 澤 博 美
庶務係	木 村 暁 美		

◎開議の宣告

○議長（大西 智君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（大西 智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、10番、石川諭議員、11番、板垣議員を指名いたします。

◎一般質問について

○議長（大西 智君） 日程第2、一般質問を行います。

今日は、9番、越前谷議員の1名を予定しています。

9番、越前谷議員の質問を許します。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 9番、越前谷でございます。ただいまから、通告いたしました案件について質問させていただきます。

毎回申し上げておりますが、一般質問というのは政策論争の場であるわけでありますが、案件上、今回は特に具体的な細部にわたっての質問もあろうかと思いますが、相対的に、トップリダーの答弁を求めるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

さて、今、急激な高齢化が進んでおりまして、非常に社会保障関係の費用というのは増大しておる昨今であるわけでありまして。

洞爺湖町におきましても、やはり今年度確認されておりますように、地方交付税が1億500万も減額になるという、そういう状況下になってまいりまして、財政はますます圧迫される環境になってきていると言っても過言ではないだろうと思うわけでありまして。

そういった中で、決められた財政の中で、どういうまちづくりを進めていくのかと、越前谷は毎回毎回同じ質問じゃないのかなと思う人もいるかも知りませんが、今極めて重要なのは、この町の財政状況がどういう状況下にあるということを、しっかりとみんなで確認を取り合うことが極めて重要だろうと思うわけで、こういう質問になってくるわけでありまして。

当然、地方交付税の減額もあり得るでしょう。それから税収減にもなってくるだろうと思うわけでありまして、こういった財政状況を、行政に参画をしておる我々も当然のことですけれども、一般住民にもしっかりとした財政状況を提供しながら共有し合うということは極めて重要だろうと思います。

したがって、今まで広報などで財政状況を報告しておるのは何点か見るわけではありますが、行政用語で、ああいう広報に載っている財政状況を住民が、どれだけの人が認識を深めているのかなという気がするのですね。

やはり、環境から打破をいたしまして、住民の方々もしっかりとこの財政状況というものの認識が得られるような、そういう方策、手法というものが求められるのですが、現在のところ、どのような見解を持っているか、伺いたいと思います。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 今ご指摘いただきましたように、洞爺湖町の財政状況については、予算、決算、広報等で町民の皆様にはお知らせしておりますけれども、今言われたように、まずは、本町の現状と課題、それから財政の将来見通しについては、町民の皆様にと丁寧な説明をし、理解と協力を得ながら合意形成を図っていくことが必要不可欠であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今答弁された課長の答弁で、今の現段階では認識をするわけであります。自分もそうだろうと思います。

今一番、住民との合意形成というのは、やはり、今、課長が答弁されたようなことであるだろうと思うのですが、住民にとっても、どんなまちづくりが将来像としてあるのだろうかと。それをしっかりと共有し合うということが、財政もそうでありますけれども、洞爺湖町の将来はこのような地域社会にしていくのだという、そういう将来像というものを明確にやはりして、メッセージとして提供すべきだと思っております。

どういう未来志向に向かっていくのか。今のところ、あまり洞爺湖町はどこに進んでいくのかなということが、自分の目には留まらないものでありますから、ひとつ一生懸命やっているのだと思いますけれども、何か限られた、そしてまた、降りかかってきたようなことを政策として取り上げているかのように、それも大事でしょう。

しかしながらやはり、将来どんな地域にしていくのだと。そのためには1年間このような政策を掲げてやっていくのだという、そういう将来像をぜひトップリーダーにご答弁いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 1年間に1回、執行方針の中では述べさせていただいて、あとは、ホームページ等、いろいろな中で町民の皆様にお示ししているところがございますが、一番端的に行きますと、やはり人口減少・少子高齢化というのはある面では静かな有事であるというふうに考えているところがございます。

医療、介護など社会保障が、先ほど議員からございましたように、そういった急増している。そしてまた、一方で地方交付税の減額や税収が現実の課題となっているところがございます。そういった面で、今ある財源をどう守り、どう生かすかということは問われていると

思います。

通告の中でありましたけれども、残り半年余りの任期の中で、やはり令和7年度予算執行中の中でございますが、義務的経費を守り抜く、そして未来への投資は選択と集中という原則で、財政の健全化、また公共施設の抜本的改革、集約再配置を含めて、再検討して、昨日もちょうどプールのお話がありましたけれども、町民参加型のビジョンづくりを加速し、審議会形式など多くの町民の意見を集約して、将来のまちづくりに生かしていければと思っております。

また今、今年から特に加速しております行政DX、ちょうど2階の税務のほうも窓口もかなり変えてきておりますけれども、人材とDXを効率化することによって、人材と時間を町民サービスへ再投下できる仕組みをつくり、高齢者、子育て世帯の両立支援による人口減少対策に努めてまいりたいと、そういうふうにいるところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今のトップリーダーの答弁でも触れておりますけれども、どうなのでしょうかね。この3年半、行政運営をしてみて、今、行政として大きな課題というのは何なのだろうか。

どういう壁にぶつかっているのか。それとも、壁がなくて、ストレートに風が吹けるような、そよ風に吹かれるような、そういう状況下にあるのか。一体どうなのだろうかと、大きな課題というのは人口減少と高齢化だけなのでしょうか。

その辺、ちょっともう一度お願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） やはり、今、大事なところは、課題として考えているところは、やはり行財政という形があるかと思えます。やはり従前から議員もご指摘があるように、財源に対してどうやっていくのだと、やはりこれは、課題というのは少子高齢化、そしてまた人口減少というところがございます。

そこに合わせて、やはり、まちづくり、人口増やすことはなかなか厳しいですけれども、その中で、農業、水産業、そしてまた観光の中で、やはり定住移住の中で、外国人も含めながら、何とかおかげさまで洞爺湖町は社会増ということで、令和6年度はなったわけがございます。

ほかの町から比べて自然減少にはなっていますが、社会増と、少しでも増やしていらっしゃるところでございますが、課題についてはもうたくさんあります。これはもうご案内のとおりでございますので、そういった点について、しっかりと議会、町民のいわゆるまちづくり、行政との連携ということでいけば、まさしく今、町民の代表である議会の皆様と一緒にまちづくりを進めていくことが私は大事だと思っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、いかに成熟した豊かな社会をつくっていくかと、成熟した

社会をどうつくっていくかということを考えれば、自分が通告しているように、今トップも言っておりますが、行財政改革を断行していくのだと、強化をしていくのだと。

ところが、この行財政改革をやる、やる、やる、やると、何年行政側のほうから連呼されているか分かりますか。分からないでしょう。もう10年ぐらい前から、行財政改革をやるのだ、やるのだ、やるのだ、やるのだと。

ところが、どのように進んでいるか、大変担当課長に申し訳ないけども、2024年、令和6年度の行財政改革の会議が1回より開かれていないのですよ、1回より。これはいろいろと事情があったのだろうと思うけれども、そういった中で、どのように、それこそ、本当に行財政改革が進められていくのか、自分にはあまり見えていないのですよ。

それで、もうあと今期ですよ、大変失礼なこと言ったら、無礼になるから申し上げますが、あと7か月あるわけだから、7か月のうちで、しっかりと公共施設を縮小するものは縮小する、あるいはまた、事業を前進させるものはする、拡充させるものはさせる。これを考えていると言ったほうが、むしろ今のトップリーダーの価値観が上がりますよ。

何だか分からないけども、あれっきりの答弁ばかり言っていれば、あまり価値観が上がらない。それで、公共施設などの、いわゆる価値というのは、どういうところから評価されているのですか。

簡単に答弁をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） やはり公共施設については、町民の皆様の利便性ということもありますけれども、やはり今、公共施設は作ったときからやはり更新してきていると、そして、今の公共施設というのは旧虻田町旧洞爺村としても、人口が1万2,000万、5000人だったのが、それに合わせた施設であったと、それを今、やはりダウンサイジングしながら合わせていかなければいけない。昨日のプールにしてもそうです。

また、入江保育所にしても、本町保育所にしても、ああいった形で一つにしていく。そしてまた、今、学校のほうも、教育のほうは、今一番、公共施設で多いのは学校関係なのですね。教育関係が非常に多いと。やはり、そこに手をつけていかなければいけないと。

そこで考えていくというところで、年内の半年しかない中では、その道筋だけはしっかりとつけていければなと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁の中でちょっと気になることがあって、そういう認識かなと。本町保育所と入江保育所の統廃合というのは、必ずしも行財政改革の一環で統合するというので方向性を出したわけじゃないでしょう。今のトップリーダーも議員をやっていたから分かると思いますけれども。

今回のように、7月30日に発生した地震によって、津波が発生した場合には、何と海拔3.5メートルのところに保育所があると、これはやはり自分も何回も質問しましたけれども、ここに今の本町保育所を置いて、園児を保育するというわけにいかないだろうと。

これはみんなの総意で、入江保育所もやはり老朽化しているものですから、これを統廃合しようじゃないかということが、みんなの総意で決めた、これは行財政改革でどうかこうとかということでない。これだけはしっかり覚えておいてもらいたいと思います。

それで、今、石破総理大臣が政権を撤退することになったわけですが、今まで石破総理大臣の目玉というのは地方創生ですよね。地方をどのように創生していくのかというのが大きな目玉政策であって、自分みたいな者でも注目していたのですが、撤退したことによって地方創生というのはどうなのだろうなど。

地方をなくして日本の国はないという言葉があるように、そういう認識であってほしいなと思いますけれども、理事者は、石破内閣が撤退することによって地方創生に対してどのような見解をお持ちですか、聞かせてください。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） まず、ちょっとその前の話で、保育所の関係ですけれども、それは今おっしゃったように、子供たちの安心・安全を考えるという面と同時に、もう一方で、この行財政改革、これは二通りあるということで、要は、その見方がいろいろ多重になっているということをご理解いただきたいと思います。

その中で行財政改革という視点から私は申し上げたところですが、当然、今先ほどあったお話も含めて、単線ではなく複眼的な形で考えているということをご理解いただきたいと思います。

また今、石破総理の、国政のお話ですので、一自治体がどうのこうのというわけにはいきませんが、ただ、今、石破先生がそのような対応していたということで、これは総務省が多く関わってくるところかなと思いますけれども、これは霞が関のほうでもしっかりと、トップが変わったとしても、そこはしっかり進めていけるのかなと思っているところでございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 石破政権のことで、本当にあぐらを交えて議論したいところだけでも、やはり地方を元気にしなければならないというのは、これはどの政権に、どんな方が政権を握っても、そういうことを言うだろうと思うわけですが、特に石破政権の目玉というのは地方創生であったわけですから、若干影響は出てくるのではないかなと。

影響が出てきたら、洞爺湖町という地域社会がどういう影響が出るのかなというのも自分は懸念しているのですよ。もし変わった方向性に進んでいくとするならば、それをやはり軌道修正を図るということを考えていかなければならないだろうなど。

そこで考えられるのは、やはり今のトップの政権が、町政政権がどういった方向に行くのかということをしっかり、やはり出さなければならない。いわゆる、ビジョンを明確にしなければならないけれども、先ほどからちょっと呼びかけていて、それに乗ってくるのかなと思ったらあんまり乗ってこないのですが。

いわゆる、今の先ほどトップの答弁にもありましたが、合併して、確かに公共施設という

のは増えましたよ。だけど、合併してもう何十年たちますか。だとすれば、もうそろそろ、やはり少なからずや、人口7,000か、8,000に見合ったような、やはり公共施設の数だとか存在を、やはり明確にしていくべきだと思うのですよね。

十何年もたっているうちに、平成18年ですから、何年たつのかな。もう20年たったわけがありますから、そこそこ、やはり8,000人の人口を抱えている我が町として、公共施設はこうこういう方向にしていかなければならないということをしつかりと住民に提供することが今の政権の責務じゃないかなと思っているのですよ。これは期待して言っているのですよ。足引っ張りでも何でもありません。

そのことをしつかり受け止めて、これからの公共施設はある程度、昨日はプールの廃止ということが、今年度で廃止ということが答弁されましたけれども、次の一手として、施設をどうしていくのかという、それから、公共施設の価値観というのはどういう評価で出るのかということをお先ほども質問しましたが、触れておりませんが、どうなのでしょう。その辺を明確にさせていただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、公共施設については、やはり公共施設管理計画というのがやはり出てきております。これは、毎年報告の中で出てきていると、確かにありますけれども。

今、先ほど従前からお話ししているのは、公共施設の一番の塊は、今どこの地方自治体もそうなのでございますけれども、教育の部分にかかっているところなわけでございます。そういったところに、今、しつかりと計画を結んでいっているところでございます。

そしてまた、公共施設の何たるかというのは、これは先ほどお話ししたように、当時の設置した、建設したときから当然変わってきているわけでございます、人数が。それと、使い方もやはり、住民の使い方も多様性が変わってきているので、そういったところを考へて、鑑みながら、施設については計画的に出し、そしてまた議会にもお示ししていかなければいけないと思っているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） その辺は分かっているのだから。分かっているのだけれども、第2弾としてとして、洞爺湖町はこの施設をこのようにしていくのだと、それから、さっきから言っているように、施設の価値観というのはどういう評価で出ているのかということは全く答弁してくれない。

これは次の、この後の質問にも影響が出てくるだけに、今ここで聞いているのですよ。公共施設というのは、どういう評価で価値観が生まれているのか、その辺をきちっと聞かせてほしいなと思うのです。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 今、2点のご質問があったかと思ひます。

先ほどから、公共施設の価値観ということでお話があったかと思ひます。私ども、公共施

設の価値観というのはいろんな考え方があると思うのですが、今、どのように使われている状況なのか、そして利用頻度がどうなのか。もっと使われるようにしたらどういうふうに見えるのか。もしくは、用途廃止しなければならないのかという考え方の下に、今維持管理を進めていて。

先ほど町長から話がありましたように、公共施設管理計画でスリム化していく、言いにくいですけども、同等の大きな町で、合併した影響もありまして、大変大きな赤字を抱えているという町も報道があったように、そういうことにならないようにしっかり取組をさせていただきたいと思っております。

あともう1点、これからの話になると思いますが、私ども、公共施設についてはそのような考え方で、また再編、いろんなことを考えていきたいと思っておりますが、もう1点は、遊休地の有効活用というの、町有地の活用というのも考えてございまして。

今回のプロポーザルの件もそうですけども、町有地を活用して企業に来ていただく、企業誘致がいかにかできるかということ、力を込めて、これから誘致をして、交流人口それから人口増につなげていきたい。そんなことも今考えているというのは大枠の話ですけども、そういう構想でいるということをご理解いただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今、もう30分もたつのだけけれども、今、副町長が答弁したことを答弁してほしかったのだ、トップリーダーから。したがって、今の答弁で理解できるのですよ。

おおむね、やはり、しっかり価値を高めるといのは、後々出てきますけども、いかに施設が有効活用されているかということに大きく絞っていかなければならないなど。それから、老朽化状態はどうなるのかこうなるのかということもあるでしょう。

それから、トップが先ほど言ったように、教育関係の施設云々って、これは自分も賛成ですよ。この7,000か8,000人の人口の中に学校が5校もあるとか、給食センターも2個も存在しているとか、そういったものから、やはり保育所もそうですけども、保育所は出来上がったら、ある程度、涙をのむ地域の保育所もあるかと思うのですが。

そういうことで見えているのですけども、やはりどのような公共施設の利活用がされているか。そのことによって、その施設の価値というものが出てくるのではないかなと思うのです。そういうことで、今の答弁で分かりました。

それで、今、時間の関係もありますから、ここまで長々とやっているという気持ちはなかったのだけれども、それで、トップ。今、これからが大事なところだと自分は思っているのですが、やはりこの広域行政というものをもう少し推進させるべきじゃないのかなという気がするのですよ。

後で、今の広域行政の中で、大きな課題というの一体何なのかなということも聞きたいのですが、ただやはり、道内でも、各市町村において、やはり実情に合った型を模索する自治体が多くなってきていると。

それはどういうことかということ、やはり人手不足で、やはり職員のはりつけも限られてき

ている、人手不足等々で。それで、いわゆる他の自治体では、土木関係であるとか、あるいはまた、建築関係であるとか、保健分野等々において人手不足になっているので、これは広域連携で何とかしていかなければならないというのが、今うねりとして出てきているのですよ。

それはやはり、洞爺湖町もそういう実態にあるのではないかなと思うのですが、そういう現状の答弁をお願いしたいなと思います。

○議長（大西 智君） 広域行政の課題、そして広域行政の中で人手不足をどう対応していくかということなのです。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 広域行政への今ご質問だと思います。

私ども、広域行政ということで、何度か議員からもご提案があつて、例えば給食センターのお話とかも話があつたように記憶がございます。ご提案していただいたという記憶がございます。

今日の新聞を見ますと、室蘭市と登別市で給食センターの計画があつたのですが、建設費の高騰で、今ちょっと頓挫するかもしれないような、今日記事を、朝、拝見させていただいたところでございます。

やはり地域の実情によって、広域でやることによって行政の負担がスリム化するという考え方の下に、広域行政のご提案をいただいているのかなと思っております。その中で、一つ一つのこととなりますとなかなか言いにくいのですが。

先ほどの、昨日からありました、何度も出ています町民プールのお話も、地域のほかの地域のプールのほうもご活用させていただいて、温水プールとかで通年使えるのもどうかという話があつたように、いろんな事情があつて、いろんな考え方の下に、この広域行政のメリットを探していかなければならないと思っております。

そんな中で、それについては今後も、ごみの問題も今やっていますけど、ごみの有料化についても、室蘭市とうちの値段の違いがあつたりすることも含めて検討させていただきたいと思っております。

あと、人手不足の関係でございます。先ほど名前が挙がっていました土木とか建築とかというお話もありました。役所的には、どこの町も技術屋が不足しておりますして、そういうような意味で、業者の関係者の方々もそうですけど、役所も同じような悩みを抱えておりますので、できないかという話があるのですが。

なかなか、例えば水道を広域でできないか、技術屋さんが一人か二人いれば何とかならぬいかみたいな話もあるのですが、なかなか、そこにはその町の事情があるようでして、なかなかうまくいかないのですが、これは、これからしっかりと、ほかの町も同じように困っている状況があると思っておりますので、そういうことも含めて、時間をいただいて協議させていただければと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁を聞いて、やはり検討の促進をさせた方がいいと思うのですよ。やはりこれ、人手不足で、今の例を挙げた土木とか建築とか保健分野というのは、すぐ解消されるような環境にないだろうと思っています、自分は。人材不足、それから自治体に職員採用されても、1年もしないうちに民間に移るということも出ておりますからね。

これは真剣に広域行政としてどうあるべきかということは、これから、やはりしっかりと声を発信して、体制の構築を図っていただければなと思っています。

それでは、時間の関係がありますから、次の点に入らせていただきますが、2番目の人口減少、少子高齢化社会が激進している状況にあると。将来を見据えて、人生100年時代を障がい者と健常者が安心・安全に生活できる社会ということで通告をさせていただきました。

今、時間の関係もございますから、端的に簡単に答弁をお願いしたいのは、令和6年度から3か年にわたって、第9期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画が策定したと思うのですが、その成果と課題について簡単に答弁をお願いいたします。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 今、第9期の介護保険計画のお話であると思います。令和6年度よりスタートいたしまして、1年目が終了したところでございます。

現在の成果と課題とのご質問でございますが、まず、成果については、6年度におきましては、主に自立支援と介護給付費の適正化の取組を進めてまいりました。

自立支援といたしましては高齢者のボランティア活動に資するポイント事業だとかに力を加えまして、目標値700ポイントに対して、実績1,918ポイントと、活動人数、回数なども増加している状況にあります。

介護給付費適正化におきましては、ケアプランの点検などを行って、サービスを使用していない方にも適切に対応し、サービスの給付費が計画値より下がっているような状況になっております。

課題といたしましては、特に介護人材の不足のほうを言われておりまして、入所系の介護事業所7事業所中6事業所で外国人労働者を受け入れて対応しているほか、介護支援専門員の人数も減っているということの現状を加えております。なので、町外の事業所を利用する事例も増えております。

これらに関しましては、来年度以降、国の補助事業が制定される予定でございますので、情報を得ながら必要な対応について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の現段階では、その答弁で受けておきましょう。

ただ、大事なことは、特にこの場で聞きたいのは、やはり障がい者と健常者が手を取り合って生活のできるような、そういう地域共生社会というものを作り上げていかなければならないというのが自分の大きな希望であるわけでありまして、今のトップ、あなたは福祉

行政をどのように考えているのか、ちょっと見解を簡単に聞かせていただけませんか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 福祉行政ということでございますが、まずは、恐らく子育て一番だろうというふうに認識していただいていたとは思いますが、私も今、高齢者につきましては、やはり高齢者が住み慣れた地域で生活を送り続けられるような事業展開をしているところでございます。

そういった中で、私のこの任期の中で、町内バス利用時の交通費助成ですとか、また、洞爺湖温泉での入浴料の助成、そしてまた、緊急通報システム設置による安否確認、こういったところも進めております。

特に近年は、介護予防に主眼を置いて、高齢者がより健康的で自立した生活が送れるように、町内の医療機関との協働による積極的な介護予防にも力を入れているところでございます。今具体的にお話しさせていただくと、リハビリ専門職を講師に、体操やトレーニング機器を活用した運動機能向上の教室の開催もしております。

また、自治会などの身近な場での運動指導ということで、これらの活動によって、今直近で、75歳以上の人口が2,045名おりますけれども、そういう中で、様々なサービスを利用、この取組によって、居宅サービス利用者ですとか、施設サービス利用者が少しずつですが減少しているところでございますので、そういったところも引き続き道筋をつけてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 分かりました。

2番目で特に伺いたいのは、先ほど申し上げたと思うのですが、障がい者と健常者が手を取り合って生活できるような、そういう地域共生社会というものを私は求めているわけでありまして。

そういったことに対して何も触れていない、この障がい者と健常者が一体化して交流を深めるという、そういった事業も実施されているのではないかなと思うのですが、どういう事業が実施されているか、担当課長、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） ただいまの障がい者と健常者とが触れ合えるような事業はどういったところかということでございますけれども、まず現在、障がい者の協会、身障者協会がございまして、こちらのほうで独自で、町内において、まず、こちらは単独になりますけれども、健常者の方との交流を図りながらやっているということで、こちらは社会福祉協議会が事務局になって進めている事業となっております。

それから、この間、決算の委員会の中でもお話をさせていただきましたけれども、まず一つは、道のほうで開催をしているものに対して町といたしまして参画をして、町民の方も触れ合ってくださいというような事業を行ってございます。

それから、また繰り返しになる、町の直轄の事業ではございませんけれども、社会福祉協

議会のほうで、障がい者の方、健常者の方問わずして、互いに支え合えるような事業づくりもごございますので、そういった中で、町といたしましてはそれらの事業に対して支援を図っているといったような状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、障がい者と健常者が交流を深めていくという、そういう事業をやはり、どうでしょう。ぜひ増やしていただければなと思うのですね。

今、監査のときも指摘したのですが、胆振支庁主催だとか、道主催ということじゃなくて、こういう健常者と障がい者が手を取り合って生活できるような社会を作り上げていく、洞爺湖町のシンボルとして、こういう事業を、年次計画というよりも、2か月に一遍とか、半年に一遍でも開催しているのだという、そういうめり張りのある事業というものを、ぜひこれからも実施してもらいたい、あるいは、また拡充してほしいなと思うのですが、トップリーダーはどんな考え方でしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員がおっしゃったように、健常者と障がい者ということで日々、地域共生社会というお言葉を使っていると思いますが、その中で、私も今、その地域共生社会が、本来は、地域は地域で守るのが大原則でございますが、自治会加入の低下ですとか、また、人間関係の希薄ということが出てきております。

そういったところで障がいをお持ちの方が健常者との融和が自ら促進されるということで、一番大事なのは、やはり居場所づくりだと思うのですね。そうした面で行くと、身近な例でいきますと、町内の福祉会はデイセンターを通じて、町の緑化事業ですとか、製パン事業を行っております。

また、下請作業として、ホテル関係の洗濯物畳みを行ったり、医療施設の清掃業務の委託業務を行ったりしております。その団体は自主生産品として、アクリルたわしですとか、廃油石けんを道の駅あふたで販売しております。

そういった形で、実際にここに、町内にある団体ともやはり連携を取りながら、議員ご指摘の地域共生社会について、やはり進めていくと、イベントについては後ほど課長からありますけれども、これは1年に1回の、たまたま今回大きな大会を来年やるということで、引き受けさせていただきましたが。

今、議員からご指摘の2か月とか1か月とか、そういったところも含めて、福祉会の皆様とも連携を取って、これは、予算の関係ありますので、その道筋を作っていければなと思っていますところでございます。提案ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ぜひ障がい者と健常者が、ただ物品を、作ったものを販売するとかということではなくて、自分は、できるだけ健常者と障がい者が交流を深められるような、そういう事業の促進というものをしていただければなと思っております。

それで、最近の新聞で、自分も涙が出るほどうれしかったのは、今までは、健常者が、何かと言えば、障がい者の方々をサポートするというのが今までの通念、そういう環境が流れておったのが、登別市で、いわゆる登別の社会福祉協議会と事業所が協力して、逆に、障がい者が高齢者の買物のお手伝いすると。こういう事業展開がされているということがマスコミ報道でありました。

これ、自分は本当に涙が出るほど、今までは障がい者を、何かというと健常者がサポートするという、そういう記事が多かったにもかかわらず、逆に、障がい者が高齢者をサポートするという。これが本当の地域の共生社会じゃないだろうか、そう思いませんか。

そういうことを、ぜひ、先ほどトップの答弁の中でも触れておったようでありますけれども、我が町の福祉協議会でも連携を図りながら、そういう交流事業というものを促進させる、あるいはまた、拡充するという、そういう環境をぜひ整えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、登別の事例というのは私も承知しているところでございますので、この提案につきましては、原課のほうと調整していきながら、またこれ、実際に主体のところもありますので、そういったところを含めて、まずは、先方の意見もありますし、やはり、人的な対応もありますので、そこら辺のところをしっかりと精査しながら、進めるものは進めてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それでは、次に進めさせていただきたいなと思います。

今、年々、町内会サイド辺りでも、つながりというものが薄くなってきていると、そういう社会になっているのではないかなと思っております。

それで、厚生労働省はこんなことを最近記事にしておるのですが、国立の社会保障とか人口問題研究所は、日本の世帯数の将来推計を発表したのですね。それによると、2050年、2050といたら25年ありますから、当然、私ももうとっくにもう向こうに行っているのだろうと思うけれども。

全世帯が5,261万世帯、そして、その44.3%に当たる2,330万世帯が一人暮らしになるということなのだよ、一人暮らし。いわゆる一人暮らしの高齢者が急増をしていくということなのでですね。

当然我が町も、そういう傾向がどんどん上昇気流になっているのではないかなと思うのですが、今現在の洞爺湖町の独居世帯数、これは施設に入っている方々は除いて結構ですから、今地域で一人暮らしの居住されている世帯数は何名なのでしょう。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） ただいまのご質問でございます。

令和7年4月末現在、在宅で暮らしています一人暮らしの高齢者の方は、838人と伺っております。

以上です。

○議長（大西 智君） 世帯数。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 世帯数も838世帯になるということですね。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、これから、午前中から朝早くからこんな話をしたくないのですが、これはやはりしなければならないのですが、いわゆる孤独死で、一人で亡くなって発見されなかったという孤独死が、2024年の推計で言うと、2万1,856人もいるのですね、全国で、一人で亡くなっていた方々が。洞爺湖町そのものも、自分の知っている範囲で記憶はあるのですが、ここ数年間において、孤独死で亡くなっている方は何名ぐらいいるのでしょうか。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 今の孤独死の話でございますが、先ほどの国の数字の関係で調べさせていただいたところ、一応、定義が、誰にもみとられることなく死亡し、かつその遺体が一定期間経過した後に発見された方ということで、8日以上発見されなかった方を示しているということでした。

それに照らし合わせますと、洞爺湖町では令和6年は2件、令和5年はゼロ件という形で把握しております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ちょっと答弁が聞こえなかったのだけど、聞こえたふりして質問させてもらいます。

それで、6年には2件ほどあったと。そして、自分の把握では、前々年度、6年だから5年度でもそういう孤独死が、二、三件発生しているかと思うのですけれども、それ、統計にないということでもありますけれども。

後で、その辺もう少し触れますけども、それから、やはり我々が心配になるのは、認知症の増加も大きな社会問題になっていますよね。認知症の関係で、ちょっと他の自治体のことを触れさせてもらいますけれども。

いわゆる、白老町での取組、これは、トップリーダーは頭を縦に振ったから理解しているのだろうと思うのですが、いわゆる認知症の条例化を図ることが今議会で提案されて、これから議論になるのでしょうか。

そうすると、今までこの認知症の条例化を図っているのは、全国で29自治体あるのですよ。そして、注目、大きなところは愛知県であるとか、県ですよ。愛知県だとか神戸市などでも、この認知症の条例化を図ると。

これはやはり、私も認知症になった方を、例えば徘徊していて、大岸方面から車に乗せて家族に届けたこともありますし、地元でも、徘徊している方を見つけて、それも家族に連絡して、一緒に家族で帰ったということもございますけども、これもやはり高齢化が進んでい

くことによって、孤独死と認知症、これをやはり自治体としても積極的に対策を講じる必要性があるのではないかなと思うのですよ。その辺、後でまたトップ、答弁していただければと思います。

それで、無縁遺体が急増しているのですよね、無縁遺体というのが。過去、自治体が火葬した件数でありますけれども、件数が倍増しているのですよね。

例えば、道内の主力の12市でいうと、19年度は、無縁遺体の中で引き取られなかった、そのことによって、これから触れていきますが、地方自治体で火葬した件数というのは132件であったのですね。

ところが、23年度になると264件という。もう亡くなっていて身内も分からない。それから、引取りを拒否するという、そういう方々も増えてきているということから、こういう状況になっております。

これは、皆さんご存じのように、墓地埋葬法というのがあって、例えば、亡くなって火葬する場合には、その費用というのは、亡くなった方が残した現金であるとか、あるいはまた、預貯金などであるとか、そういったものが充当をされるのですが、足りない場合は親族に請求するということを定めているのが墓地埋葬法であるわけでありまして。

したがって、洞爺湖町におきましても、先ほど課長の答弁でいくと、令和6年度は2件ございましたということでございますけれども、この方は身内など、あるいはまた親族などに連絡を取って、自治体の火葬でなく、身内火葬ということになったのでしょうか。その辺、把握されておりますか。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 今の2件というのが、死後8日以上経過した方の発見の事案でございます、その方々に関しましては、警察からまず親族にご連絡が行くような形になっております。

その中でも、親族に連絡がつかなかったケースが2件、こちらの洞爺湖町のほうにご連絡が入りまして、実際町が代わりに火葬しまして、埋葬のほうを行っている事案になっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それでは、先ほどの答弁で、自分もちょっと耳が遠いものですから、課長はしっかり答弁しているかと思うのですけれども、令和5年度ゼロというのは、孤独死の場合は必ず警察が入るでしょう。入りますよね、孤独死の場合は。その件数で言っているのかな。その辺はどうなのかな。まあいいや。

それでは、引取りを、今、拒否するという、そういう親族だとか、親戚が増えてきているのだよね。いや、私たちはもう、どうかこうとかで、極めて残念だと思うのですが、だとすれば、当然自治体で火葬するとか何とかということになりますよね。そうすると、無縁遺体というのは、いわゆる、現金がなかったとか、預貯金もなかったとか、あるいはまた、

親族に連絡しても連絡がつかないとかということが発生するのではないかと思うのですけれども、その辺は洞爺湖町でそういう事例というのはあるのですか。

○議長（大西 智君） 高橋健康福祉課長。

○健康福祉課長（高橋憲史君） 身寄りのない方の死後に関する事務につきましては、今、健康福祉課のほうで、火葬等々も含めまして対応しているところでございますけれども。

まず実績について、令和5年度については1件ございました。それで令和5年度の部分につきましては、先ほど議員のほうからお話ございましたとおり、ご本人さんの、いわゆる資産といいたいまいしょうか、資金がございましたので、そちらのほうの充当で、町からの持ち出し、いわゆる経費負担はなかったというものでございます。

それから、令和6年度につきましては、全体で9件ございました。このうち、7件の方、独居、家族同居などでございましたけれども、こちらのほうは町のほうで行ったものでして、7件のほかに、町からの金銭のみの支援ということで2件、こちらのほうはご遺骨のほうはお引き取りいただいた形になりますけれども。

いわゆる身寄りのないという形の中で、7件については、先ほど、議員さんのほうからお話ありましたとおり、無縁墓のほうに納めるというような形で、令和5年度は1件、令和6年度については7件の無縁墓のほうへの収納といいたいまいしょうか、そちらのほうにお納めさせていただいたという流れになってございます。

それから、いわゆる連絡のつかないような場合の対応といった部分でございますけれども、警察のほうの関与や何かにおいて、当然警察のほうで、まず独自に個人情報等々もあるものですから、まず警察のほうで動いた中で、それでもどうしても親族等々が分からないといったような場合については、町のほうに情報提供がございまして。

警察のほうでは対応できないので、これ以後、町の中で、墓地埋葬法に基づく事務手続の中で、町が当然、町の単独予算の中で、まず補正を組んだ中で執行いたしまして、その後、いわゆる道のほうに、北海道のほうにこれらの経費については、まずは措置されるかどうかは別にしても、請求ができるという流れになっているものですから、そういった形の中で事務的なものは進めているところでございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 分かりました。

それで、何を言いたいかというのと、やはり独居世帯の、緊急時において連絡できるような体制の構築と言いたいまいしょうか、そういったことが自分は必要ではないのかなと思うのですよ、緊急時において。

それで、緊急時においてと、あるいはまた、残念なことに亡くなったということで、即親族に連絡を入られるような、そういう体制を取れないのかなと。先ほども答弁の中で、自分も思うのです、個人情報に抵触するのかなと。

けれども、やはり、できるだけ無縁遺体にしてはならないという、そういうことを考える

と、自分であったら、越前谷が亡くなっていたぞ、そしたら、どこかに、緊急の場合はここへ連絡してくださいと、自分は書いてあります。書いてありますけども、そういう体制を、連絡網っていいでしょうかね。これ、個人情報もあるかと思うのですけれども、例えば、洞爺湖町の行政の中でしっかり管理をしながら、そういう連絡網を事前にとっておくとか、そういう奨励化はできないのかなという気がするのですよね。

自分も、亡くなって行ってみると、もうどこへ連絡したらいいか分からないというのがあったものですから。やはり、そういう地域社会に無縁遺体にしてはならないなという思いで、今伺っているのですが、後ほどトップのほうから答弁をもらいますが。

それで、時間31分よりないので、走りがちでいきますけれども、協力体制はどうできるのかな、協力体制というのは、日頃の協力体制。例えば、事前に僕は申し上げたことがあるのですけれども、遠い親戚よりも近くの他人ということで、声かけ運動というものを積極的にやってはどうかのだと、声かけ運動というのは。

やはり、そこで考えられるのは、町内会の協力が得られるか得られないか、町内会の協力を、自治会の協力を得られるような環境を整えていかなければならないのではないかなという気がするのです。

だとすれば、当然、町内会の人たちの協力を得られるということを期待できるのですが、ただ、今、全国的にも、北海道でもそのようですけども、自治会に加入しない世帯が増えているのではないかなという気がするのですけれども、その辺、簡単にどうですか。

○議長（大西 智君） 加入していない個人ということの考え方でいいですか。

その辺、分かりますか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） ただいまの件でございますけれども、加入率なのでございますけれども、加入率、今加入されている方、世帯で75%ほどということで、今把握はしてございますけれども。

前回の6月の議会でも、どちらかの議員からもご質問があったかと思っておりますけれども、まず、その加入の促進という形で、窓口で転入されている方を含めまして、勧奨しているというような状況でございますので、希薄にならないような形で、どのような方策がいいのか、現在、研究といいますか、対応しているという状況でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） いかに関地域のコミュニケーションを高めるかと、それから、現在はそういうコミュニケーションが希薄になっているという気がするのですよ。どうしたならば、近所同士が声を掛け合って、そして生活できるかという、環境をぜひ行政も先に立って、そういう環境づくりに努力していただければなと思うのですよ。

私は以前に、やはり行政側もしっかりとその地域を巡回してみてください。例えば、公営住宅にでもどうなのですかというような声をかけて歩けば、そういう安否の確認と同時に、健

康の保持といいたまいますか、そういったことも確認できるという気がするのですよ。

そういう独居世帯に対して、もっとも行政が安否確認、それから見守り隊、見守りを強化すると。見守り隊も洞爺湖町にあるのですよ。もうできたのだけれども、活動状況はどうだと聞いたって、いい答弁をもらえないと思うから、私のほうから言うでしょう。

これは、もう作ったけれども、全く活動されていないというのが実態ではないか。中には、今日傍聴に来ている方も会員になって、一生懸命、地域でやっている方もいます。けれども、この洞爺湖町全体として、この見守り隊がしっかりと機能発揮されているかというところ、トッパーだね、それはされていないのですよ。

だから、もう一回見直して、やはり見守り隊も積極的に地域の中に入って、安否の確認、あるいはまた、子供たちの登下校においては、自分もたまに歩いているのですけれども、そういうこともしなければならない。あるいはまた、交通安全週間には、自分も1週間、腕章をはめて出ていますよ、見守り隊の。

そういったことも積極的に、洞爺湖町も行政が先に立ってやるぐらいのエネルギーな行政であってほしいなと思うのですけれども、その辺どうですか。トップ、簡単に答弁してもらえればなと思います。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 議員、認知症の条例のほうも話したほうがいいですか、条例。

さっき、何か答弁を求めると言ったので。

○9番（越前谷邦夫君） 簡単に。

○町長（下道英明君） まず、今回ご提案のありました見守り隊が稼働していないよというところがございます。

これは、また担当のほうとしっかりとやっていきたいと思いますが、特に、孤独死等の防止については、見守り体制の強化ということで、民生委員や地域包括センターを中心に、定期的な訪問や声かけを行っていますが、より一層強くしていきたいと思います。

また、デジタル技術の活用ということで、高齢者にも使いやすい緊急通報端末で、LINE等も使っていきながら進めていきたいなと。あと日常生活支援の充実ということで、買物代行ですとか、家事支援、そしてまた、地域コミュニティの活性化ということで、これは自治会連合会とも連携しながら、先ほど、もっと行政が前に出ろというご指摘がございましたので、そこら辺は自治会連合会とも進めて、サロン活動ですとか、触れ合いの場を設けたいと思います。

あともう一つは、やはり官民連携による強化といいたまいますか、例えば、新聞販売店、そしてまた、電気・ガス・水道・郵便局など、日常的に住民と接する事業者との、これも連携もしていかなければいけないと思っているところです。

あと1点、認知症に関する条例でございますが、今現在、認知症の診断を受けている方、令和5年ですが、198名、そしてまた、機能低下と認められている方が483名ということで、これは、14.1%でございます。全国比でいくと、全国比が12.3%でございます。

そういった点で、やはり洞爺湖町は認知症の高いところにきております。今、令和8年度に向けて、第10期計画策定に向け動き出しております。そういったところで計画を策定した段階で、洞爺湖町認知症施策推進条例の立案等も含めて、白老までには追いつきませんけれども、まず計画を立てて条例というスキームの立てつけなものですから、そこら辺もしっかりと考えていきたいと思っております。ご提案ありがとうございます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁に期待をします。

次、4番目に入らせていただきますが、医療費を抑止する、そういう対策等々をどう進めるかということで、これから質問させてもらいたいと思っております。

厚生労働省が発表しておりますが、2024年度に医療費が概算で、全国で48兆円であります。そして伸び率は大体縮小されてくるのですが、これは新型コロナウイルスの感染症流行前に近づいているという、前にですね。それで縮小されていると。それで、これは労災保険だとか、自己負担は入っていませんから、その辺は認識を深めていただければなと思っております。

都道府県別では、やはり人数が多いせいか、東京都が一番多くて、5兆3,786億円と、それで、鳥取が一番少ないのですね、2,284億円という。これ、鳥取は非常に長生きする地域のように、それなりに行政としても、環境ばかりじゃないですよ、取り組んでいるのですよ。今日は時間の関係で割愛しますけれども。

それで、北海道はどのぐらいの医療費かということ、2兆2,858億円になっているのですが、洞爺湖町、概算で結構ですから、昨年度の医療費は一言で言って何千万ですか。

○議長（大西 智君） 宮下住民税務課長。

○住民税務課長（宮下信一君） 洞爺湖町の医療費の総額ですけれども、社会保険の部分はちょっと把握しておりませんので分かりませんが、国民健康保険と後期高齢者医療保険の総額で33億7,800万円でございます。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これは言うまでもなく、医療費というのは、現役の世帯が医療保険料として払うことになるわけですから、負担軽減に向けていろいろと努力をしていかなければならないだろうなと思っております。

それで、意見書にも出ているようでありますけれども、これから医療費等々の見直しの中が出てくるだろうと思っております。それで、意見書にも出てくるのですが、OTCの保険薬、この保険薬が適用除外になると。これ、簡単に言いますよ。政府の狙いというのは、財政状況が厳しいだけに、いかに医療費を削減するかと。

それで保険薬が市販薬になった場合の自己負担というものは増大されてきます。したがって、保険薬が市販薬になった場合に、やはり個人負担、自己負担というのが増大するわけですから、私どもにとっては大変痛手になると思っております。

この意見書に賛成するか否かについては別問題ですけれども、それで、簡単に言いますが、

分かってほしいのは、胃腸薬だとか、風邪薬等々は7割負担になりますよ。そして、がんとか、重い病気は負担がないということでもあります。

それで、トップリーダー、特に今回強く求めたいのは、医療費の抑止力を高める手法として、例えば、高齢者等々の軽スポーツであるとか、あるいはステージの芸能発表会等々、各施設の利用価値、先ほど、なぜ私は各公共施設の価値というのはどういう評価でなるのだというのは、やはり公共施設の利用度を高めなければならないと思うのですよね、利用度を高める。

これで、大きな公共施設の利用価値とかが出てくるだろうと思うのですが、それで、今大きな壁になっていることがあるのですよ。それはどういうことかということ、使用料が有料化になっている施設もありますね。

そこを利用する団体は、今、少子化が進んでいて、高齢化が進んでいて、なかなかグループとかサークルに入るとというのが少なくなってきた。少なくなってきた、例えば、月1,000円の会費をもらおうとすると、今まで、公共施設を使用すると使用料を払わなければならないということになると、そのグループとかサークルの活用制限が低下してきているのですよ。

自分も文協の一員として2年ほど前までいたわけでありましてけれども、どんどん、最近はグループは存在していても、今まで10人いたものが5人ぐらいになっているというのが、現状、実態でありますから。

やはり、トップね、本当に地域で共生社会というものを前進させていくのだとすれば、公共施設の利用度を高めるといふ、利用度を高めるといふことは、イコール使用料を住民であつたら免除しますよとかという、そういう思い切った手法を取っていただければなと思います。この行財政改革を断行すれば、この使用料、今まで年間何ぼ入っているのですか。企画財政課長、どのぐらい入っていますか。

○議長（大西 智君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡孝弘君） 施設の使用料ということで申し上げますと、集会所の使用料、それから生活館等の使用料で、令和6年度決算で770万円ほどの使用料がございます。

集会所の使用料としては、48万円ほどの決算額になっております。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 以前、11番議員も指摘しておったようですけれども、例えば、文化センターの使用料だって、年間30万ぐらいでしょう。これ、町外から来ている人たちも含めての話だから。これ、町内の方々から使用料を取るといふのを、やはり停止したほうがいいですよ。そして、利用度を高めるといふ、利用度を高めるといふことは参加者が増えるということですから。

それから、出席率も向上するということですから。それはイコール、医療費の抑止力になる。抑止になる。抑制される。こういうことですからね、トップ、ぜひ来年度から使用料を減免しようと、その代わり、どここの行財政改革を断行するということになれば、何も無

理な財政を捻出するとかということにならないわけでありますから、ぜひそういうことに力を入れていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、議員のほうからご指摘のありました公共施設の地域住民でございますが、今、全て利用者に一律の負担を求めているものではございませんので、特に福祉目的とか地域活動の促進に資する分については、引き続き減免措置の対象としていただいております。ここは慎重に、十分趣旨については理解させていただきました。

現在、本町では、やはり公共施設の維持管理ですとか、様々な形で、施設の管理コストと利用者負担のバランスを考慮した使用料ということで、手数料の見直しを検討しておりますので、ぜひお願いいたします。

来年、令和8年度ということになる、私の任期も4月までですので、今そこでどうのこうのという話にはなりませんので、現状で、まずはしっかり検討させていただきたいと思えます。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、自分、同僚から喜茂別の件を聞いたのですよね。喜茂別辺りで、やはり医療費がどんどん縮小されてきていると、それはどういうことかという、カラオケだとか、マージャンだとかを公共施設で多くやることによって、高齢者の方々の医療費が削減されてきていると。

これは、私はそうだろうと思うのですよ。やはり、いかにこの公共施設の有効度を高めるかという、金を払わないと施設を使えないということじゃなくて、町民の方々はどんどん公共施設を使ってくださいと。無料ですよと。やってくださいと。そういうことになると、利用される方々というのは健康保持されていきますよ。いけるのです。

それからもう一つは、カラオケなども随分この町にも各団体がある。そして、カラオケなどは老人クラブでもカラオケを月何回かやっているようですけども、そういったカラオケができるような設備をしっかりと、何か所かに、全部の施設とは言いませんよ。

全部の施設とは言わないけども、その施設にきちっと確保することによって利用者が増えてくる。これは、増えてくるということはイコール医療費の抑止力になりますよ。そのことをぜひ、予算というのを組めるわけだから、その根っこをしっかりと来年度の予算編成にしてもらえればなど。

これ、高齢者の方々やら、公共施設を利用されている方は喜びますよ。それだったら、もうどんどん公共施設に行って歌ってこようや、マージャンでもやってくるわと。そのほうが、施設の利用度というのが高まるし、価値観が定着するのですよ。

そのことを、副町長、何とか、どうなのですか。副町長は概算予算には関係ない人だから答弁をお願いします。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 先ほど、町長の答弁と重複するところがあると思いますが、議員が

今おっしゃっていただいていること、本当にそう思います。高齢者が外出していただく機会を持ちたいということで、私ども施策的に、とうやコインなどいろんなものを展開させていただいているかと思えますけれども。

その中で、そういう集会所を使うことによって、元気な高齢者がどんどん増えていってもらおうということは医療費が減額するということでのご提案だと思います。

考え方としては、先ほど町長が言いましたけど、福祉目的、それから地域の活動に促進するのは減免しているということがあったのですが、それをどのように解釈するかによっても違うかと思えますので、ただ、ここでは断言できませんけど、そういうこと、弾力的なものも考えられないかどうか、そこら辺を我々も検討させていただきたいと、そのように思います。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 端的に言います。

検討というのはやらないということなのだ、行政の検討。前向きに検討と言ってもらえませんか。どうですか。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 可能な限り、前向きに検討したいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 今の答弁で期待できるのですよ。

やはり、自分もこれから参加させてもらいたいと思うのは、いわゆる、健全性のある、今副町長も答弁、トップリーダーも答弁しておりますけれども、健全性のある高齢者やら、住民をどう維持させるかということで。

例えば、体育館辺りを利用して、モルックって、これも自分も前から関心あったものですから、ぜひ今度から行きたいなと思っているのだけれども、時間があつたら行ってみたいのと、それから全国的に今はやってきているのは、ピックボールとって、テニスと卓球の中間を取ったようなあれが。

それで、そういう、こういう軽スポーツに参加したり、例えばステージ部門等に参加すると、何げなく会話が弾むのですよ。これ、自分も文協にいたから分かるのだけど、何げなく会話が弾んでくる。

そうすれば、道路で会ってでも挨拶できるようになる。先ほど言ったように、町内会においてもいろいろ声を出し合うことができるのです。そういった洞爺湖町の地域社会にしてもらいたいと思うのですよ。

こういう軽スポーツだとか、ピックボールとか、ピックボールは何というのかな、そこそこのスポーツですから、参加される方の制限があるかと思うのですけれども、いずれにせよ、生きがいを感じる事業をぜひ拡充してもらいたい、推薦してもらいたいなと思っております。

時間の関係上、一言だけここで触れさせてもらいたいのは、いわゆる令和7年10月1日か

ら新たな介護予防ということで、地域支え合い事業という、これ、聞くところによると、1,600万、10分の10、これを担当課長が確保したと。これは本当に感謝の感謝ですよ。

それで、自分、12月議会であったかと思うのですが、日本の国に、法律とか制度というのは3,000ぐらいあると。そこの中でいろいろ調べてみると、10分の10も含めて、そういう予算が、補助金がもらえる、そういう制度があるだろうということで、各地方自治体、全国の地方自治体で争奪戦が始まるよと。

そのことを述べた経緯があるのだけれども、まさに介護高齢課課長、10分の10ですよ、1年ぽっきりだけでもいいと思うね。その情熱というものは町長、酌むべきだと思いますよ。そういったことで、次につながるような財源確保というものを頑張っていたいただければなと思っております。

そういうことで、総合戦略について終わります。6分ですから。

それで、津波対策で、今回いろいろな方が、いろいろ私の前に4名ほどかな、質問をされておりますけれども、大事なところを1点だけ申し上げます、自分は。それはどういうことかという、今、政府辺りも申し上げているように、千島海溝とか、日本海溝の発災率がどんどん延びてきていると、30年に一遍来るだろうと。

それでもう一つ、ある住民の方が、これを知っているかと自分に指摘してくれたのですよ。それというのは、いわゆる根室沖地震というのはマグニチュード7.8から8.5、いわゆるこのマグニチュード7.8から8.5程度が、80%の確率で発生率が高いと言われているのです、根室沖地震、マグニチュード7.8から9.5。

これはやはり、日本海溝と千島海溝に合わせて、やはり根室沖地震というものをやはり嚴重に、やはり我々は警戒を強めなければならないことだろうと思います。

それで時間の関係上言いますけども、いろんな方がいろいろな思いで今回質問されているだろうと思う。それは自分もその方々の声ですから、尊重し合いますけども、自分は2000年の有珠山噴火災害のときに、時間ないから簡単に言いますけれども、長崎町長と約2年半、同じ部屋で寝床を共にしました。そうすると、どういう苦労があったのかということ、その都度聞かされておった、その都度。

それを今回この場で披露して、そういう体制づくりをしていただければなという思いで申し上げますのですが、この噴火災害にせよ、例えば、地震、津波災害にせよ、対策本部が設けられるだろうと。

対策本部が設けられたら、議員というのはどういう体制を構築すべきなのかという、個人プレーで避難所を回ったりして、現場主義で結論を出すということは、これは、大きな、対策本部の機能を低下することですよ。これは気をつけなければならない。

私も2回ほど噴火災害に直面して、対策本部等に詰めたことありますけれども、絶対に個人プレーはやってはならない。それから、現場主義で解決するという事はやってはならない。それから、職員に詰め寄るといふこともやっては駄目なのですよ。

それを、各避難所の状況を対策本部に持ち帰って、この対策本部というのは、長崎町長の

時代は毎日やっていたようなものですよ。それで、議会がどうなのかというと、合同対策本部会議と、議会は議会で対策本部を設けるのですよ。合同対策本部というものを設けて、その場に、そこで、こうこうこういう課題はこうあるべきでないのか、あああるべきでないのかという声を発信する場所がありますから。

やはり、何といても、町独自の対策本部をどうサポートするかというところに、我々は使命感を持ってやっていかなかったら、復旧復興、それから、避難所等の環境の整備なんかは前進しませんよ、そういうことになる。やはり、少なからずや、何度も言いますが、行政をサポートするという環境づくりに情熱を持つべきだと思うのですが、トップ、最後にその思いを伝えてください。

○議長（大西 智君） 時間がありません。簡潔な答弁をお願いします。

○町長（下道英明君） 恐らく、昨日のオブザーバーの話に関連すると思いますが、まずは合同対策本部ですね。

ぜひ議会のほうでもお示しいただきたいと思いますが、検討させていただくのは、オブザーバーとして情報権限が、閲覧、聴取に限定する意味で、さらに意思決定、指揮命令のラインには入らない中で、議会と行政が現場情報を迅速に共有できるような復旧支援のスピードと精度向上を見込んでということで、昨日答弁させていただいたことをご確認して、改めて答弁させていただくところでございます。貴重な意見をありがとうございます。

○9番（越前谷邦夫君） 終わります。

○議長（大西 智君） これで、9番、越前谷議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を11時40分といたします。

(午前11時31分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、議事を進めたいと思います。

(午前11時40分)

◎同意第3号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第3、同意第3号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは議案書の1ページをお開き願いたいと思います。

同意第3号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてでございます。洞爺湖町表彰条例第3条の規定により、下記の者を表彰することについて議会の同意を求めるものでございます。

このたび、8名の方が表彰の予定となっております。

初めに、洞爺湖町浜町33番地、高清水直也氏。

次に、洞爺湖町洞爺湖温泉144番地、大平浩氏。

洞爺湖町大磯町10番地、川村修一氏。

洞爺湖町洞爺町410番地4、秋山敏光氏。

洞爺湖町洞爺町89番地、大廣芳博氏。

洞爺湖町高砂町84番地24、中野英敏氏。

洞爺湖町入江60番地1、秋山裕司氏。

洞爺湖町入江21番地16、内海雅仁氏でございます。

このたび表彰されるこの方々は、全員消防団員として30年以上活躍され、このたび退任された方々でございます。各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものによるものでございます。

議案説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。ご功績が載っております。

初めに、高清水直也氏、55歳でございます。

平成3年から令和6年までの33年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に、大平浩氏、63歳でございます。

昭和63年から令和6年までの36年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に、川村修一氏、59歳でございます。

平成3年から令和7年までの34年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に秋山敏光氏、59歳でございます。

昭和62年から令和7年度までの37年の永きにわたり、洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

2ページになります。

大廣芳博氏、60歳でございます。

平成3年から令和7年度までの30年間の永きにわたり、洞爺消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に、中野英敏氏、71歳でございます。

昭和51年から令和7年の49年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

次に、秋山裕司氏、67歳でございます。

昭和58年から令和7年までの42年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち、奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献をされたものでございます。

最後に内海雅仁氏、57歳でございます。

平成4年から令和7年までの32年の永きにわたり、虻田消防団、洞爺湖消防団員として幾多の災害に対し、常に第一線に立ち奮闘し、各種の災害から住民の生命、身体、財産等の保護に大きく貢献されたものでございます。

なお、功労表彰のほかに貢献表彰、それから善行表彰、特別表彰の合計で90名の方が今回対象となっております。別紙、被表彰者名簿がございますので、ご参照いただければと思います。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。確認程度の質疑にしたいと思います。

質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略することに決定いたしました。

これから、同意第3号洞爺湖町表彰条例に基づく同意についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の方は起立願います。

〔全員起立〕

○議長（大西 智君） 起立全員であります。

したがって、同意第3号洞爺湖町表彰条例に基づく同意については、同意することに決定いたしました。

○議長（大西 智君） ここで、昼食休憩に入りたいと思います。

再開を午後1時といたします。

(午前11時47分)

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

(午後 1時00分)

◎報告第5号及び第6号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第4、報告第5号健全化判断比率の報告について及び報告第6号、資金不足比率の報告についてを一括して議題といたします。

一括して報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

報告第5号並びに報告第6号を一括してご報告させていただきます。

初めに2ページ、報告第5号健全化判断比率の報告についてでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく財政の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

3ページをお開きください。

健全化判断比率でございます。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率は発生してございません。実質公債費比率は10.4%、将来負担比率は19.6%となっております。

続いて、4ページになります。

報告第6号資金不足比率の報告についてでございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく公営企業会計に関わる資金不足比率を別冊のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

1ページめくっていただきまして、5ページになります。

水道事業会計、公共下水道事業会計並びに簡易水道事業会計3会計ともいずれも資金不足比率は発生してございません。別冊として監査委員の意見書を付してございますので、ご参照いただければと思います。

以上、2件一括して報告いたします。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号健全化判断比率の報告について及び報告第6号資金不足比率の報告についてを終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（大西 智君） 日程第5、報告第7号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の6ページをご覧いただきたいと思います。

報告第7号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてでございます。

株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況を、地方自治法第243条の3第2項に基づき、別紙のとおり報告をするものでございます。

1ページめくっていただきまして、7ページになります。

第35期の事業報告についてでございます。

期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日まででございます。

8ページ、9ページの会社の概要につきましては報告を省略させていただきます。

10ページの事業概要をご覧いただきたいと思います。

当期事業の経過と報告でございます。読み上げまして報告させていただきます。

当キャンプ場は、4月26日に開場し、11月5日までの194日間営業をいたしました。

当期はシーズンを通して天候が不安定な日が多く、特に繁忙期の7月には週末に雨天となることが多く、予約のキャンセルが増えるなど、利用者が前年を下回る厳しい経営環境となりました。

利用者数は1万2,143人、前年度比で85.9%、1,994人の減となりました。

経営面では、令和6年度の売上総利益は2,683万5,000円、販売及び一般管理費などの経費は2,993万9,000円（うち減価償却費345万3,000円）となり、いわゆる本業部分での営業損失が310万4,000円となりました。

なお、当期は営業外収益として受取利息、それから雑収入として71万3,000円を加算しており、本業と本業外を合わせますと決算で経常損失239万1,000円となっております。

13ページをお開き願いたいと思います。決算報告書の貸借対照表がございます。

これは令和7年3月31日現在の貸借対照表でございます。左側が資産の部で、右側が負債と純資産の部となっております。

まず、左側の資産の部でございます。

流動資産は現金及び預金、商品等の合計で6,393万8,325円。固定資産は、有形固定資産におきましては建物から工具器具備品まで合わせますと2,370万308円。無形固定資産は借地権として3,351万8,500円となっております。

投資その他の資産につきましては、出資金と預託金を合わせまして5万7,000円。資産の部の合計でございますが、1億2,121万4,133円となっております。

右側の部の負債の部です。流動負債は預り金と未払消費税で67万9,300円。また純資産の部の株式資本の資本金が4,950万円。資本剰余金として、その他資本剰余金で1億円。利益剰余金といたしましては繰越利益剰余金がマイナスの2,896万5,167円となっております。

これによりまして、純資産の部の合計が1億2,053万4,833円。負債と純資産の部の合計は1億2,121万4,133円となっております。

14ページになります。損益計算書になります。

純売上高はキャンプ場の利用料及び委託運営収入まで合わせまして、2,804万2,050円。売上原価は、期首棚卸高、それから商品仕入高の合計によりまして、期末棚卸高を差し引いた額としては120万7,407円。売上総利益は2,683万4,643円となっております。

販売費及び一般管理費は2,993万8,855円。営業損失は310万4,212円となっております。

次に営業外収益でございますが、受取利息及び雑収入で71万3,463円。合計で経常損失が239万750円となっております。同額が当期の純損失となっております。

なお、15ページと16ページにつきましては説明を省略させていただきます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（大西 智君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

10ページにありますけれども、今期の経常損失が239万1,000円になっています。昨年度も経常損失になっていて、189万1,000円という数字が出ていました。

その前の令和5年の資料を見ましたら、このときは経常利益43万1,000円となっているんですね。去年、損失が出ているということで、前年度に比べて人数が少なくなったのかなという、ちょっとあまり深刻には考えていなかったのですけれども、今年度も損失が出ていて、さらに利用客数が減っているんですね。

理由を見ましたら、昨年度は台風の影響だったかな、台風の影響により閉鎖したこととか、連休と重なる、連休となる回数が少なかったということが理由になっていました。そして、今年度の理由としては、大気の状態が不安定な日が多く、特に繁忙期の7月には週末に雨天となることが多く、予約のキャンセルが増えるなどという理由になっています。

これは2年連続、天候のためにその利用客が減ったとなっているのですけれども、ちょっと理由が果たしてそれだけなのかというのが報告を見て思ったんですね。

例えば、令和5年は増えているのですけれども、そのときは多分コロナの影響もあってホテルとかそういうのを避けてアウトドアの部分で利用客が増えたのかなとも思いました。

ただ、2年連続減っているということは、そのときに利用されたリピーターの人たちが少なかったのかなとか、それからこの近辺でも新しいキャンプ場が幾つかできています。その影響かなとか。

それから、例えば今すごく目立っているのがキャンピングカーによる、何というのかな、アウトドアで利用する方。このグリーンステイはキャンピングカーとかの対応はできているのかなとか、そういう部分とかいろいろ考えました。

あとは施設の利便性などもあるのかなということで、自分自身、ちょっといろいろ天候以外にも何か理由があるのではないかと考えてきましたが、もし天候以外で何かできることがあれば、もっと利用客が増えることにつながるのではないかなとも思いましたので、そ

の部分の質問ですが、よろしくお願ひします。

○議長（大西 智君） 佐野経済部長。

○経済部長（佐野大次君） グリーンステイ洞爺湖の経営状況でございます。

開始から35年経過している施設となっております。開設当初につきましては、非常に最先端のキャンプ場として、非常に入り込みも多かったキャンプ場となっております。期間の経過とともに、コロナ禍後に一次キャンプブームの到来で入場者増えた経緯もございますけれども、基本的に入場者は減少傾向となっております。

あわせて、経過年数の経過とともに修繕費が多くなってございます。実際、入場料は一昨年5年度と6年度を比較しますと、6年度の入場料は増加しておりますけれども、一方でそういった修繕費が赤字の経営状況となっているところでございます。

現在、包括連携協定を結んでおります企業に、専門的な見地でグリーンステイがさらによくなる施設というご意見を伺っております。いただいている意見といたしましては、やはり開設から、現在のキャンプ場、流行りのキャンプ場と比較すると、非常にまだ改善が必要というご意見をいただいております。

1サイトずつのキャンプサイトが小さいですとか、または流し場、トイレが古いままになっているというご意見をいただいているところでございます。

なお、グリーンステイキャンプ場につきましてはキャンピングカーサイトもございまして、キャンピングカーサイトも利用は可能となっているところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 去年も同じことを質問したかのように記憶しているのですが、実は株主総会にね、何名出席されておるのか。その内の町外の株主は何名なのか。そして、その中でどういうご意見が出ているのか。

私はこのグリーンステイというのは35年たったということで、やっぱり一定の果たす役割というのはある程度、自分の見解ですけれども、一定の成果を収めてある程度もう民間委託等々にしてはどうなのかという、こういう考え方を持っているのですが、その辺の考え方を伺って、再質問をさせていただきます。

○議長（大西 智君） 佐野経済部長。

○経済部長（佐野大次君） まず、株主総会の出席状況でございます。出席者4名、委任状7名となっております。うち出席者4名の内訳といたしましては、町内3事業所、町外1事業所となっているところでございます。

また今後の経営状況でございますけれども、やはり現状の経営ではなかなか多く集客を求めるための方策としては、現在なかなか難しい、限界に近づいているというところもございます。

そういったところから、専門的な見地をいただきながら、その経営方法につきましても経営譲渡、委託、また現在の経営のままさらなる発展を目指す、そういった手法も含めまして

もししっかりと検討が必要だと考えているところでございます。

○議長（大西 智君） 9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） それで、今経済部長のほうから説明された内容はおおむね理解はできるのですが、そういうこの近い将来に当たって委託するか、売却ということはあまり使いたくないのですが、

そういったことをしたほうが、むしろグリーンステイの成果というものが前進するのではないのかなという気がするのですが、いつまでも今のような状態でグリーンステイを維持していくというのは、自分はいかがなものかなという気がするのですが、その辺の未来志向に向かってどういう見解をお持ちなのか、お願いいたします。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、9番議員からのご指摘、ありがとうございます。

やはり35年たったということで、私が就任したときはまずは資本金を1億円から減らしていこうと。いわゆる企業会計の法定の費用は大変莫大だったので、それをまず1億から4,900万ちょっとに変えて、かなり軽減させていただきました。これは議会でもご承認いただいたところでございますが、ご報告させていただいたのですが。

今正直申し上げて、35年前ということで部長のほうからありましたけれども、答弁ありましたけど、やはり施設もかなり古くなって修繕もしていかなきゃいけない。そしてまた、ライバル企業というのは千歳のほうにもあったり。

いろいろ精査していくと、比較していくとやっぱりかなり厳しいという形でいくと、今、洞爺湖町、私が充て職で社長をやっておりますけれども、52%洞爺湖町が持っている。あとの48%は民間の形になってきているところでございます。

そういった点で、将来的には、今回いろんなアドバイスいただいたところからお話聞きますと、このまま三セクでやっていくのか、あるいは売却して、地べたは洞爺湖町のものですけれども、上物についての運用会社については、やはり株式譲渡もありの中で、餅は餅屋じゃないですけど、専門家に任せていくというのがまず一つのオプション、考え方だと思います。

それともう一つは、洞爺湖町が引き続き三セクとして関わっていくと。そしてまたジョイントの中でやっていくと。幾つかあると思いますので、それは今後、株主さんもバス会社さんやホテル関係さん、そしてまた金融機関もおりますので、そこでの利害を調整しながら、させていただきたいと思います。

洞爺湖町としては過半数持っていますけれども、それをいきなりぼんと民間によって、ほかの株主さんにもご迷惑かけてはいけませんので、その点は十分注意しながら、今変えていこうということと。

あともう一つ、株主総会でこのたび、今までは観光振興課の課長が充て職であったのですが、やはり横展開をしていかなければいけないということで、先般の株主総会で、経済部長のほうを今回役員として入れて、そういう面では経済部としてしっかりこのグリーンステイ

を見ていくと。

今までは振興課がポジションで持っていましたが、もう少し幅広く広げていくということで、役員構成も変えたことも併せて答弁させていただきます、ご説明させていただきます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） お二人からの質疑とちょっと重複するかもしれませんが、最初から手を挙げていたので質問させていただきますが、今期の事業があと僅かというところに、昨年度の決算の状況を、今こうやって報告を受けているわけですが、239万円という赤字決算になっている。また、累積で2,900万ほどの累積の損失が出ているという。

では、この赤字が出ている中でどうやって運営していたのかなと考えたときに、現預金が6,000万ほどありますので、取崩しをして耐え忍んできたのかなって想像するところなのですが、そのことがそうなのかどうかというのがまず一点。

それと、やはり第三セクターという、かつての会社組織というか会社運営、もう第三セクターなんてこの世の中になくないような時代に、まだ第三セクター。さっき町長が充て職とおっしゃっていましたが、充て職であっても社長ですから。やっぱりね、対応をきちっとしてもらわないと駄目だろうなど。

報告ということで、当町が株主の筆頭株主ということで議会にも報告をされているのだと思いますけれども、もうちょっとこれからのこと、るるご説明があったので大体分かりましたけれども。

思い切った改善をしないと、この役員についても、町の関係者が占めているような状況です。それはそれでいいのですが、やはり経営という観点から、真剣に関わっていただかないと、充て職では駄目だと思いますので、その辺も含めて質問をさせていただきました。

○議長（大西 智君） 佐野経済部長。

○経済部長（佐野大次君） 本年度決算の中で、先ほど申し上げましたとおり、修繕というのがかさんでいるというお話させていただきました。本年度の状況ですけれども、今年度も既に修繕に300万ほど支出してございます。経過年数とともにそういった費用がかさんでいるところでございます。

本年度7年度もこのままいくと赤字決算となる見込みでございまして、その辺の損失補填につきましては、議員ご指摘のとおり、こちら現金及び預金、こういったところを取り崩して現在経営を続けているところでございます。

また、今後の方向性につきましては、現在専門的な見地から様々な意見を伺っており、またこの後も経営の本質、手法についてもいろいろとご意見をいただくようになっておりますので、根本的な第三セクターとしての役割という部分の検証も含めまして、今後の方向性については、しっかり最大株主である町としてもしっかり検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（大西 智君） 下道町長。

○町長（下道英明君） 今、五十嵐議員からありましたけど、充て職、言葉のほうがちよっと申し訳ないのですけれど、実際には私も定期的にキャンプ場へ行っておりますし、あと冬キャンプも指示しました。

そしてまた、電話での予約をネット予約へということで、これもまた指示したり、あと最近やはりQRコードでの決済についても何とかやってくれという形で指示をしているところでございます。

また、株主さんに対しても、今までは残念ながら直接東京とは行っていなかったのですが、今できるだけ行ったときに挨拶できるようにして、現状の報告をさせていただいているところで、少なくとも、ちよっと言葉の語弊ありましたけれども、兼職として動いているということだけはご承知いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

以上で報告第7号株式会社グリーンステイ洞爺湖の経営状況の報告についてを終わります。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第6、議案第16号洞爺湖町宿泊税条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書17ページをお開き願いたいと思います。

議案第16号洞爺湖町宿泊税条例の制定についてでございます。

洞爺湖町宿泊税条例を次のように定めるものでございます。

第1条でございますが、これは目的でございます。当町の豊富な観光資源の活用と環境保全、持続可能な観光振興事業の施策に要する費用を充てるため、宿泊税を課するものでございます。

次、第2条でございます。用語の定義となります。

対象となる宿泊施設、宿泊行為について定めたものでございます。

18ページにまたがりますが、第3条納税義務者でございます。

宿泊施設において、宿泊契約に基づき行われる宿泊に対し、宿泊者に税を課すと定めたものでございます。

第4条は、課税免除でございます。

非課税につきましては、小学生以下と、それから修学旅行に参加する高校生以下の学生と引率者、認定こども園、認可保育園等の幼児の引率者に定めたものでございます。

第5条は、税率でございます。

税率につきましては、宿泊料金に応じて段階的定額を定めるものでございます。

次に、第6条でございます。減免でございます。

災害等の特別な事情があるものに対し、減免を定めるものでございます。

一番下の第7条でございます。徴収の方法について定めるものでございます。

19ページをお開きください。

第8条、特別徴収義務者でございます。

宿泊事業者が宿泊者から税を徴収することを定めるものでございます。

次に、第9条の特別徴収義務者の申告でございます。

徴収すべき宿泊事業者の届出について定めるものでございます。

次に、20ページになります。

第10条、納税管理人の届出について定めるものでございます。

第11条は、宿泊事業者の申告納入について定めるものでございます。

第12条は、過少申告、不申告加算及び重加算金の納入について定めるものでございます。

21ページにまたがりませんが、第13条でございます。

第13条は、天災その他理由があると認める場合において、宿泊事業者からの申請により納税額の還付、納税免除を定めるものでございます。

次に、第14条でございます。

第14条は、宿泊事業者の帳簿への記載、保存を定めるものでございます。

22ページにまたがりませんが、第15条は、帳簿の書類、電磁的記録保存について定めるものでございます。

第16条は、帳簿書類の電子計算機、マイクロフィルム保存について定めるものでございます。

第17条は、帳簿書類の電磁的記録及び電子計算機マイクロフィルム保存について、帳簿の保存であると定めるものでございます。

23ページをお開きください。

第18条は、宿泊税が地方税法施行令で定める法定外目的税であると定めるものでございます。

第19条は、洞爺湖町行政手続条例の適用除外を定めるものでございます。

第20条は賦課徴収、第21条は委任事項について定めるものでございます。

第22条は、帳簿の記載義務保存等に関する罰則を定めたものでございます。

24ページにまたがりませんが、第23条は納税管理人に係る不申告に関する過料について定めたものでございます。

24ページの附則になります。

第1項は施行期日においてこの条例の施行日を規則で定めるものでございます。

第2項は、この条例の適用について施行日以後の宿泊から適用するものでございます。

第3項は、町の宿泊税と合わせて北海道の宿泊税を徴収、第4項は税の督促滞納処分をするものでございます。

第5項は、宿泊税の徴収義務の準備行為、第6項、第7項は経過措置事項でございます。

第8項はこの条例の施行状況、社会情勢の推移を勘案し、5年ごとに検討するとしたものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

何点か昨日の一般質問でもしたのですけれども、それ以外に何点か質問をお願いします。

まず、昨日の質問では宿泊税の税収として……

○議長（大西 智君） ページ数をお願いします。

○2番（小林真奈美君） ページ数ですね。18ページをお願いします。

1億4,500万円を見込んでいるとのことなのですけれども、入湯税については、昨年度の資料を見たら1億7,000万くらいだったと思うのですけれども、ちなみにそれよりも今回低く見込んでいるのはなぜかなというのが、まず1点目です。

それから2点目、18ページの第5条の中で3区分になっています。それぞれに該当する事業者の件数を教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） まず税収ですけれども、昨日の一般質問の答弁で申しましたとおり、1億4,500万円程度の税収を見込んでいるところでございます。

昨年、令和6年度の入湯税の決算額の話かと思いますが、1億8,240万でございました。この後の議案でも出ますけれども、入湯税を減額する方向で今考えておりまして、それで宿泊税が1億4,500万、この二つの税を合わせて、今2億900万程度の税収を見込んでいるところでございます。

二つ目の第5条の料金区分の部分でございますが、この3区分のそれぞれの件数ということですが、これは一つの宿泊施設によってもその単価が違ったりしますし、そういったところで、まだ具体的な件数というのは出ていないところでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 宿泊税の導入には反対するものではないのですが、18ページの5条で宿泊税の税率ということになっているのですが、税率制度定額性というのはあったはずなのですが、定額性になったほうが、税収が伸びるということになっているわけでありま

すけれども、この税率にした根拠というのはどういう根拠なのか。

そして、簡単に、導入することによってどのぐらいの見込額を町として、さらに聞きますが、見ているのか。

それと併せて、今までホテル業者の方々から入湯税もらっていたのですが、今度は民間の宿泊箇所からもらうということになると、その民間の宿泊箇所というのは、該当される町内に何件ぐらいあるのか、その辺を伺っておきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） まず、定率制にしなかった根拠でございますけれども、一律定額制、段階的定額制、そして定率制というようなことがありまして、議論をしてきたところでございますけれども。

本町の中長期的な観光需要に対応可能な安定財源を確保しつつ、利用者にとっての分かりやすさと事業者の徴収事務の負担軽減を図ることが必要であるということで、北海道と同じ料金区分として、税額にこの差をつける税率で設定するということを検討委員会において決めさせていただいたところでございます。

見込額でございますが、先ほどの小林議員の答弁もしましたけども、1億4,500万円程度を現在のところ見込んでいるところでございます。

また、施設数でございますね、施設数なのですけれども、現在、北海道のリストからもらいまして、124施設が今のところ、6月末現在ですけれども、施設数となっております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

11番、板垣議員。

○11番（板垣正人君） 一点だけね、今124施設という話がありました。民泊がかなり多いのかなと。

話を聞くと、何か次から次へと、あそこで民泊やりたいとまだまだこれから増えそうな、空いているところをね、民泊したいということをチラチラ聞くのですが、この掌握というかね。例えば、何人泊まったとか、それで本当に何か、既存のホテル、旅館さんは全然心配はないと思うのですが、何か特に新しくできるようなその委託業者というのは、日本人に限らずの人もいますから。

だから、なんかちょっとその辺どういような回収の仕方というか、申告制なのだろうけど、先ほど罰則規定もいっぱい見ましたけども、ちゃんとそれにのっとってやってもらうのかってちょっと不安なのですが、その辺は検討委員会の中でそういう話はなかったですか。

○議長（大西 智君） 田仁観光振興課長。

○観光振興課長（田仁孝志君） 申告というところでございます。

こちら、ホテルのほうも宿泊料金と言いましても、宿泊税に係る部分は食事代を抜いた部分の宿泊料というところ、これも各施設さんから申告をしていただいた中で宿泊税のほうを徴収するということになってございます。

同じように、民泊ですとか簡易宿所のほうも、各施設のほうでの申告をもう信じるしかな

いというか、そういうところで、施設のほうも毎月のように増えたり減ったりしているの、こちらは北海道と連携しながら、施設の把握には努めてまいりたいと思っております。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） もう一点だけお願いします。

18ページ、第7条の徴収の方法に関わってです。

今、11番議員のほうからも民泊の話とかありましたけれども、大きな宿泊業者もあるのと同時に、一人でやっている、もしくはもう洞爺湖町には住んでいない方の業者さんもいるのかなと思ひまして、かなりこの宿泊税の事務負担というのがあるのかなと思ひています。

事前に見た資料の素案では、事務負担の軽減措置として交付金が出ています。

令和8年度から5年間は3.5%となっていて、その後も負担率、たしか2.5だったかな、そういうふうになっているのですけれども、この交付金以外に宿泊業者さんの事務負担を軽減する方策というのはいかなるのか教えてください。

○議長（大西 智君） 佐野経済部長。

○経済部長（佐野大次君） まず、今回の徴収に当たりましてシステム等改修の助成というのは北海道税、北海道のほうで助成制度がございまして。

また申告に当たりましては、各区分の人数というところの報告で、定額制ということで、その申告の簡素化といひますか簡単な申告ができるような様式等も含めて、配慮しているところでございまして。

また、これまで入湯税の対象となっていなかった民泊等の施設が今回新たに宿泊税の対象と追加でなるところでございまして。こちらにつきましては、先ほど課長の答弁にもありましたとおり、北海道税も併せて徴収することになりますので、そういったところにつきましては、しっかり申告されるよう十分その徴収事務、そういったものに努めてまいりたいと思ひてございまして。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第16号洞爺湖町宿泊税条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号洞爺湖町宿泊税条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第7、議案第17号洞爺湖町税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の25ページをお開き願いたいと思います。

議案第17号洞爺湖町税条例の改正についてでございます。

洞爺湖町税条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、今ご審議いただきました宿泊税導入に伴いまして入湯税の税額を減額、非課税基準を宿泊税の基準に合わせて改めるものでございます。

議案説明資料の3ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町税条例の新旧対照表でございます。第142条の入湯税の課税免除において、修学旅行の中学生生徒、高等学校以下の生徒及び引率者に拡大をするものでございます。

次の下の第143条第1号のアでございます。

宿泊者1泊につき300円を100円に改め、同条中第2号にございます修学旅行の高等学校生徒及び学生、及び日帰りまたは1泊につき75円、これを削りまして第3号を第2号にするものでございます。

議案書25ページに戻っていただきまして、附則でございます。

第1項は、この条例の施行日を令和8年4月1日から施行するものでございます。

第2項につきましては、経過措置でございまして、施行日以後の宿泊分から適用をするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第17号洞爺湖町税条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号洞爺湖町税条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第8、議案第18号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の26ページをお開き願いたいと思います。

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人の情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

中段になります。第1条でございます。

この第1条の一部改正の趣旨でございますが、住民基本台帳や地方税に関連する情報システムについて、関係する法律に基づきまして、本年、令和7年度末までに標準化基準に適合したシステムの移行が進められているところでございます。

このシステムの標準化に伴いまして、一元的に住民登録されていない方の登録や、管理を行う住登外者宛名番号管理機能が共通機能として設けられ、この機能の扱う事務についてはマイナンバーの独自利用を行う事務として条例が定める必要があると国からの見解が示されたことから、このたび、関係する条例の一部を改正するものでございます。

議案説明資料で説明させていただきます。

議案説明資料の4ページをお開き願いたいと思います。これの新旧対照表になります。

第4条、個人番号の利用に関する事務でございます。

このたびの住登外者宛名番号機能管理機能の追加によりまして、町教育委員会における利用も想定されますことから、また第4項を第5項に改め、第1項並びに第4項に期間の追加及び今後の利用について規定を追加するものでございます。

5ページになりますが、別表でございます。別表第1、第2とも住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加することによりまして、機関の名称の前

に番号を付す所要の整理を行うものでございます。

議案書に戻っていただきまして、30ページになります。

第2条でございます。

第2条の洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正する趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正によりまして、本条例で引用する条文の改正が必要なことから、このたび、この条例の一部の改正を提案するものでございます。

議案説明資料の11ページに、この新旧対照表がございますが、文言の整理となっておりますので、説明は省略させていただきます。

議案書の30ページに戻っていただきまして、附則になります。この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第18号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号洞爺湖町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び洞爺湖町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

○議長（大西 智君） ここで、休憩といたします。再開を2時05分といたします。

（午後 1時54分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けます。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第9、議案第19号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の31ページをお開き願いたいと思います。

議案第19号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、次のように定めるものでございます。

この改正の趣旨でございますが、育児・介護休業法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

議案説明資料で説明させていただきたいと思います。

議案説明資料の17ページをお開き願いたいと思います。洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の新旧対照表になります。

第18条でございます。

関係する法律の改正に伴いまして部分休業を取得する時間帯であります勤務時間の初め、または終わりとした取扱いを廃止するとともに、部分休業の取得に関する承認事項について第19条に追加することから、ここにあります定年前再任用短時間勤務職員等の文言を整理するものでございます。

その第19条になりますが、部分休業の承認についてでございます。

これまで部分休業に新たに取得するパターンを追加することになりました。これまでの承認することとしていた部分休業1日につき2時間の範囲内という文言を整理しまして、第19条を第1号部分休業の承認とするものでございます。

18ページをお開きください。第19条の2になります。

第2号の部分休業についての承認についてでございます。

部分休業の承認について、1会計年度につきまして10日間の相当の範囲内で、1時間単位で取得する規定を新たに追加するものでございます。

19ページになります。

第19条の3、育児休業法第19条第2項の条例で定める1年間の期間でございます。

これにつきましては前項で定める1年の期間について、毎年4月1日から3月31日までとする規定を追加するものでございます。

続いて第19条の4、育児休業法の第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間でございます。

これにつきましては、部分休業の承認する期間、10日間相当の範囲を時間に換算した内容

を規定するものでございます。ほかに非常勤以外の職員は77時間30分として、非常勤職員は当該非常職員の勤務1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間とする内容としたものでございます。

第19条の5、育児休業第19条第3項の条例で定める特別な事情についてでございます。

これにつきましては、深夜勤務となることが予測できなかった事実が生じたことによりまして、小学校就学前の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると認められた場合に適用除外とするものでございます。

それから、一番下になります第20条でございます。部分休業をしている職員の給料の取扱い並びに第21条は部分休業の承認の取消し事由について整理をしたものでございます。

議案書の32ページにもお戻りいただきたいと思えます。附則になります。

第1項の施行期日でございますが、これは令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項は経過措置でございますが、33ページにまたがりませんが、育児休業法第19条第2項第2号に関わる範囲において、この条例が施行の日から令和8年3月31日までににおける部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の洞爺湖町職員の育児休業に関する条例第19条4の規定の適用につきましては、同条第1項中は77時間30分とあるのを38時間45分、同条第2号中の10とあるのを5とするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ページ数は32ページで、19条の4、今副町長が説明してくれたのですが、非常勤職員以外の職員の77時間30分、これのもう一回、この計算方式といいますかね、教えてください。77時間30分というのはどういうことなのか。

○議長（大西 智君） 末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 基本は、これまでの部分休業制度に、1年につき条例で定める期間を10日相当としているのですが、1日の正規の職員の方の勤務時間、これが基本8時間なのですが、1日8時間勤務なのだけその休息時間を除いた時間があるのですが、それに10を乗じた時間数が77時間30分という形の換算の期間になります。

以上です。

○議長（大西 智君） もう一度答弁のほうをお願いします。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） 失礼しました。

1日の勤務時間で、昼休みの時間等々ございますので、それを除いた時間に10を乗じて得た時間が77時間30分という形になります。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで、質疑のほうを終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第19号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号洞爺湖町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第10、議案第20号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 議案書の34ページをお開き願いたいと思います。

議案第20号洞爺湖町職員の勤務時間・休暇等に関する条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。この改正の趣旨でございますが、育児・介護休業法の一部改正に伴う所要の改正でございます。

詳細につきましては、議案説明資料で説明させていただきたいと思います。

21ページになります。

洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の新旧対照表になります。第15条の2、妊娠・出産等についての申出をした職員等に対する意向調査の確認でございます。これにつきましては、職員本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たときや、職員の子が3歳になるまでの時期に、子や家庭の事情に応じた仕事と育児の両立について、職員の意向を配慮すべき規定を追加するものでございます。

第15条の2から第15条の4までの規定につきまして、第15条の2の規定が追加となりますことから、それぞれ規定の繰上げ及び文言の整理をするものでございます。

議案書、戻っていただきまして、35ページの附則でございます。

第1項の施行期日でございます。この条例は、令和7年10月1日から施行するものでございます。

第2項の経過措置でございますが、改正前における条例第15条の2、第2項の規定により、講じられた措置について、施行期日においても同項の規定により講じられたものとみなすものでございます。

以上、ご提案申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第20号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号洞爺湖町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第11、議案第21号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の36ページをお開き願いたいと思います。

議案第21号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてでございます。

洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。

この改正理由でございますが、生徒の安心安全な教育環境を早期に確保する等の観点から、虻田中学校を虻田小学校内に移転することについて、令和8年度の本格移転を進めている中、国庫補助を活用して空調設備の施工をすることに当たりまして、虻田中学校の移転先の位置を虻田郡洞爺湖町栄町59番地の1に有する必要があることから、今回、改正をするものでございます。

議案説明書の23ページにございますが、内容としては、第1条は、虻田中学校の住所に虻田郡洞爺湖町栄町59番地の1を加えるものでございます。

第2条におきましては、虻田中学校の住所から、虻田郡洞爺湖町入江190番地の8を削るものでございます。

附則になりますが、この施行期日でございますが、公布の日から、令和7年7月1日から適用するものでございます。ただし、今、説明しました第2条の適用におきましては、令和8年4月1日から施行するものでございます。

また、洞爺湖町立学校設置条例の一部を改正する条例、令和7年洞爺湖町条例第14号は、廃止をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第21号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号洞爺湖町立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎議案第22号から議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第12、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてまでを一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案第22号並びに議案第23号、第24号について、一括して提案をさせていただきます。

37ページをお開き願いたいと思います。

議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり改

正をするものでございます。この改正の理由でございますが、令和7年3月31日付で、江差町・上ノ国町の学校給食組合が解散することに伴い、改正をするものでございます。

下の附則でございます。

この規約は、北海道知事の許可の日から施行するものでございます。

次に、38ページ、議案第23号でございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等の組合格約を次のとおり変更するものでございます。この改正につきましても、令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町学校給食組合が解散することに伴いまして、改正をするものでございます。

附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可の日から、施行するものでございます。

次に、39ページでございます。

議案第24号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更するものでございます。この改正につきましても、同じく令和7年3月31日付で江差町・上ノ国町の学校給食組合が解散することに伴い、改正をするものでございます。

下の附則でございます。

この規約は、総務大臣の許可の日から施行をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、議案第22号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてまで、一括して質疑を行います。

質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ページ数は37ページで、議案第22号であります。

これは、給食組合を解散するというところでございますが、解散した後の生徒への給食提供というのは、どういうパターンになるのですか。

○議長（大西 智君） 分かりますか。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） このたび、江差町・上ノ国町の学校給食組合について解散という形で、今回、議案の提案という形でさせていただいてございますけども、令和7年3月31日において、施設の維持管理を、一括して契約をして事務負担軽減されたという形で、効率的な運営が可能となり、このたびの解散に至ったというふうにお聞きしてございますので、この議案と、実際にその給食センターの維持管理を、民間のほうに正式に委託するような形で当方は伺ってございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、1件ずつ、討論と採決を行います。

まず、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についての討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号北海道市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第13、議案第25号財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の40ページをお開き願いたいと思います。

議案第25号財産の取得についてでございます。

次のとおり財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得になりまして、1、取得物品でございますが、児童生徒学習用クロームブックでございます。

2の品名と数量でございますが、Lenovo Chromebookで、370台、ノートパソコンでございます。

3の取得方法は買入れ、4、取得価格は1,833万5,350円、5の取得先は、札幌市中央区大通14丁目7番地、NTT東日本株式会社執行役員北海道事業部長、茂谷浩子氏でございます。

議案説明資料の27ページ、28ページに、財源措置と、それから仕様の明細書がありますので、お目通しをお願いいたします。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、五十嵐議員。

○4番（五十嵐篤雄君） このパソコンということでございますが、370、これ小学校と中学校、児童生徒、どの範囲なのかということと、この生徒用の学習用クロームブックということですが、どんな学習ができるのか、簡単に中身が分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今のご質問にお答えさせていただきます。

370台といいますのは、虻田小学校に135台、温泉小学校に35台、とうや小学校に71台、虻田中学校98台、洞爺中学校31台、計370台となっております。

現在の小学生、中学生の町内全体の人数といたしましては、383人となっております、13台の不足が生じるところでございますが、2年前の令和5年度に、26台クロームブックの購入をしてございます。そちらと合わせて、今回、活用していきたいということで考えております。

また、活用方法といたしましては、昨日の小林議員のときにも答弁させていただきましたが、ICTの部分での授業の活用とするものでございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） これ、競争入札で行われたと思うのですが、それは間違いないのか。それと、こういうパソコン購入というのはどうなのでしょうね。地元の小規模事業者の方々というのは、やはり、うちのほうで受注してという気持ちが大いにあったのではないかなと思うのだけでも。

これ入札の、競争入札だということであればやむを得ないと思うのですが、その辺の、地元の中小企業に対する、事業所に対する心遣いというのはなかったのかどうかという気がするのですが。分割して、分けて受注もできるのではないか、発注もできるのではないかなという気がするのですが、その点はどうでしょう。

○議長（大西 智君） 細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 今回の370台の購入に関しましては、北海道のほうでの共同調達という部分での購入をしてございます。

共同調達をした理由といたしましては、3分の2の補助金の活用を行うという形を導入させていただきましたので、今回、共同調達という形での導入を考えさせていただきました。

町内業者へというところですが、今回、教師用のパソコンの同時に購入、更新を行っておりますので、そちらの部分に関しましては町内業者のほうに発注をかけてという、入札を行ってという形を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに、質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第25号財産の取得についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号財産の取得については、原案のとおり可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第14、議案第26号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第

2号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書41ページをお開き願いたいと思います。

議案第26号令和7年度虻田郡洞爺湖町補正予算第2号でございます。

令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第2号は、次のように定めるところによるものでございます。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,181万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,591万円とするものでございます。

第2条の地方債の追加及び変更につきましては、事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

それでは、事項別明細書の4ページ、5ページをお開き願いたいと思います。

2の歳入になります。

11款地方交付税の1項1目の地方交付税で、1,762万2,000円の増額でございます。これにつきましては、普通交付税で交付額の決定により増額をするものでございます。

次に、13款分担金及び負担金、1項分担金の1目の農林水産業費分担金で、584万円の増額でございます。これにつきましては、全体事業費の増額に伴いまして、分担金を増額するものでございます。

次に、15款国庫支出金の2項の国庫補助金1目の総務費国庫補助金でございます。792万7,000円の増額でございます。これにつきましては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金としまして、追加の推奨メニュー事業として、学校給食支援事業に関わる補助をするものでございます。

続いて、2目の民生費国庫補助金で、1,721万5,000円の増額でございます。そのうち、社会福祉費補助で1,662万3,000円の増額でございますが、これにつきましては、介護予防地域支え合いサポート拠点事業に関わる補助でございます。

次に、2の心身障害者福祉費補助金で、59万2,000円の増額でございます。制度改正に伴いまして、障害者システムの改修に関わる補助でございます。

続いて、3目の衛生費国庫補助金で、53万8,000円の増額でございます。これにつきましては、母子保健衛生費補助金、それから、妊婦のための支援給付費補助金でございますが、これは、健康管理システムの情報連携の改定に伴う補助で、システムの変更に伴う補助でございます。

続きまして、8目の農林水産業費国庫補助金で、98万4,000円の増額でございます。これにつきましては、地域農業担い手の後継者経営発展に伴う補助で、個人と法人1社ずつの補助でございます。

次に、3項の委託金の3目の農林水産業費国庫補助金で、34万9,000円でございます。これにつきましては、大原二期地区の事業推進等調査委託金でございまして、受益者面積の動

向調査及び事業者の推進調整に行う業務に対する人件費の単価の上昇に伴い、増額をするものでございます。

次に、16款の道支出金でございます。1項の道負担金1目の民生費道負担金で、120万円の増額でございます。災害救助費負担金で、7月30日のロシア・カムチャツカ半島地震に伴う津波災害対応経費の負担金を計上するものでございます。

それから、2項の道補助金の1目の民生費道補助金で、54万5,000円でございます。ひとり親家庭等の医療費補助金で、医療費の増に伴うものでございます。

それから、3目の農業水産業費道補助金で554万2,000円の増額でございます。これにつきましては、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業補助金と、水利施設等保全高度化事業補助金、いずれも全体事業費の増額に伴う補助金の増でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願いたいと思います。

3項の委託金、2目の農林水産業費道委託金7万8,000円の減でございます。これにつきましては、補助監督業務に対する単価及び日数の見直されたことにより減額するものでございます。

次に、4目の教育費道委託金で70万円の増額でございます。これは、スクールソーシャルワーカー活用事業の委託金でございます。10分の10の道からの補助でございます。

続いて、19款繰入金1項1目の繰入金で、90万円の減額でございます。内訳といたしましては、観光開発基金繰入金で220万円の増額、これはオーバーツーリズム対策補助金に伴う増でございます。

また、公共施設等整備基金繰入金310万円の減額でございます。これは、とうや小学校のトイレ改修事業の財源の振替によるものでございます。基金から合併特例債に切り替わるためのものでございます。

次に、21款諸収入で、3項の貸付金元利収入3目の商工費貸付金元利収入で、3,100万円の増額でございます。これにつきましては、洞爺湖温泉観光協会貸付金収入で、洞爺湖温泉観光協会の補助事業に伴う貸付でございます。

続きまして、5項3目の雑入で213万円の増額でございます。これは12月1日から開始する洞爺湖版ライドシェアの市場実験に伴う協力金でございます。

その下の22款町債でございます。1項町債の7目の消防債でございます。防災施設等整備事業債で、これはJアラートの新型受信機更新事業に伴う増額でございます。

その下の8目の共済費でございます。2,780万円の増額でございます。一つは学校移転事業で、虻田小学校に虻田中学校移転に伴う費用でございます。

それから、小学校トイレ洋式化改修工事でございますが、これは虻田小学校のトイレ改修、それからとうや小学校のトイレ改修に伴いまして、財源振替も伴いまして、増額をするものでございます。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページでございます。

2 款の総務費の 1 項総務管理費 1 目の一般管理費で、61万5,000円の増額でございます。この費用につきましては、東京あぶた・とうや湖会の本年度50周年ということで、町民の方々が参加いただけるような、その調整で24万円をみてございます。報償金でございます。

そのほかに参加費として1万4,000円計上しているものですから、合わせて25万4,000円でございます。それから、職員の普通旅費として13万円を計上、消耗品でございますが、これは記念品として町からトートバッグを、災害で使えるようなトートバッグを記念品として贈呈したいことから、計上させていただいたものでございます。

それから、3 目の公有財産管理費で、5万7,000円の増額でございます。これは報償費で、水の駅隣接地の町有地を活用した企業提案を受けるプロポーザルの経費でございます。

次に、7 目の財政会計管理費で、340万3,000円を増額してございます。うち電算機器システム保守委託料33万円でございますが、これは、地方公会計の統一的な基準の会計改善に伴いましてかかる費用でございます。

その下の307万3,000円の増額でございますが、これにつきましては、障害者自立支援給付費負担金の増額などによりまして、過年度分の精算による返還金でございます。

その下の8 目の企画費になります。364万8,000円の増額でございます。一つ目は地方公共交通対策事業で、ライドシェアドライバーの委託料として計上させていただいております。

次に、プレミアム地域通貨発行事業で251万2,000円の増額でございます。これにつきましては、第2弾となるプレミアムつきとうやコインを発行することで、町内の店舗の利用を促進し地域経済の活性化を図ることを目的に計上したものでございます。

次に、民生費になります。3 款民生費の 1 項社会福祉費 2 目の高齢者福祉費で、1,662万3,000円の増額でございます。この目的といたしましては、介護予防地域支え合いサポート拠点モデル整備、モデル実施事業として、このたび、ひまわり団地集会所にて開設するもので、国の10分の10の補助金をいただいて、このような事業を展開するものでございます。

大きなものとして、修繕料が348万円ございますが、これは施設内の老朽化に伴いまして、畳の表替え、照明器具の交換、下水道、それから網戸などの修繕の費用でございます。

そのほかで委託料でございますが、これは運営委託料で、常勤のアドバイザーの人件費でございます。それから、備品のストーブ等の更新がございますが、これにつきましては、ストーブ、それからパネルヒーター、空気清浄機等の設置に伴う費用でございます。

3 目の心身障害者特別対策費でございます。118万5,000円の増額でございます。西いぶり広域連合の負担金でございますが、これは、令和7年10月制度改正で創生したたる就労選択支援に伴うシステムの改修費でございます。

10ページ、11ページをお開き願いたいと思います。

同じく民生費の3 項の医療助成費、3 目のひとり親等医療費助成費で、109万1,000円の増額でございます。これは、ひとり親家庭等の医療費扶助の実績の見込みにより増額をするものでございます。

その下の6項の災害救助費、1目の災害救助費で、300飛び3万5,000円の増額でございます。これにつきましては、7月30日の歳入でも説明しましたが、発生したカムチャツカ半島の地震により伴う被害でございます、そのうち、大きな医療費扶助費があります。

これにつきましては、避難で調子が悪くなった方々が協会病院に入院されましたので、その費用を計上したものでございます。

続きまして、衛生費になります。

4款衛生費の1項の保健衛生費、1目の保健衛生費で63万5,000円の増額でございます。うち、虻田地区の健康福祉センター運営事業につきましては、通信運搬費の増でございます、光回線の増などに伴いまして、電話料金の実績見込みにより増額するもの。

それから3の洞爺地区健康福祉センター運営事業の修繕料51万7,000円でございますが、これは2階のエアコンの配管の修繕が必要なことから、予算を計上したものでございます。

次に、2目の予防費になります。66万円の増額でございます。これは、自治体間の情報連携に伴う健康システム改修費に伴う増額でございます。

その下になります。4項清掃費の1目清掃管理費で、10万円の増額でございます。これは、小型家電処分量の増による増額でございます。

続きまして、12ページ13ページになります。

6款の農林水産業費1項の農業費2目農業管理費で、196万8,000円の増額でございます。これは歳入でも説明しましたが、地域農業の担い手の後継者となる経営発展に伴う補助で、個人と法人の1社と1名でございます。

次に、3目の農業振興費で954万9,000円の増額でございます。これにつきましては、大部分が18節の道営土地改良事業の負担金でございます、施工単価等の上昇に伴い、全体事業費の増になったことにより増額をするものでございます。

それから、7款の商工費2項の観光費1目観光振興費で、3,321万6,000円の増額でございます。うち観光振興対策事業で、オーバーツーリズム対策補助金で、221万6,000円の増額でございます。これは、洞爺湖温泉市街地のほうで、防犯カメラ、それから注意喚起看板など、オーバーツーリズム対策として、設置するものでございます。

次に、洞爺湖温泉観光協会貸付金で、3,100万円でございます。これにつきましては、洞爺湖温泉観光協会が採択された観光庁の交付金事業に伴い、貸付金を行うものでございます。年内補助が終了後、町への返還ということでございます。

続きまして、その下になります。2目の観光施設管理費で、481万9,000円の増額でございます。西山金比羅火口散策路管理事業の31万9,000円でございますが、消耗品、それから修繕料は看板の作成と修繕によるものでございます。

その下の7の洞爺湖ビジターセンター・火山科学館管理運営事業で450万円の計上をしております。これにつきましては、機材のトラブルにより休館がやむを得なくなったことから、入館料の補填、それから機材の修理費の増に伴う負担金の増でございます。

それから、8款の土木費2項道路橋梁費1目の道路橋梁維持費で、171万円の増額ござ

います。うち委託料の130万円でございますが、これは凍上等の影響によりまして、舗装損傷が著しいことから、道路舗装の修繕の増、それから単価費の増に伴う増額でございます。

それから、41万円の洞爺地区の道路環境保守事業でございますが、これは照明器具のLEDポールライトの電源ユニットの交換のための費用でございます。

その下の河川費になります。3項1目の河川費で、47万2,000円の増額でございます。これは、青葉地区の青葉川の河川敷地において、雑木が発生したことから撤去のための費用を計上したものでございます。

14ページ、15ページになります。

4項の公園及び緑化費2目の湖畔公園緑化費で36万2,000円の増額でございます。これは衛生面の改善で、就労者のための簡易トイレの設置に伴う費用でございます。

次に、9款の消防費1項消防費2目の災害対策費で、685万1,000円の増額でございます。これは歳入でも説明しましたが、Jアラートの新型受信機更新業務に伴う費用を計上したものでございます。

10款の教育費1項教育総務費の3目の諸費で、104万2,000円の増額でございます。うち委員報酬で30万8,000円でございますが、小中一貫教育検討委員会や給食センター検討委員会に係る委員報酬を計上したものでございます。

その下の会計年度任用職員の報酬62万円につきましては、スクールソーシャルワーカーの1名の費用でございます。

その他、費用弁償と消耗品は、それに伴う費用でございます。

下の2項の小学校費の1目の小学校管理費になります。1,465万1,000円の増額でございます。一つ目としまして、事務機器等借上料で236万7,000円の増額でございます。これは、今年の夏も暑かったという想定の中、小学校のスポットクーラー借上料で、30台を設置するための費用でございます。

それから、14節の工事請負費1,195万7,000円でございますが、これにつきましては、虻田小学校特別支援教室の改修工事で、電気と設備に関わる工事請負費、それから虻田小学校のトイレを和式から洋式に切り替えるための費用として、工事請負を計上したものでございます。

下の17節のカセットコンロ購入とありますが、これにつきましては、ガス設備の更新に伴いまして、コンロを計上、予算を取って計上するものでございます。

次に、16ページ、17ページをお開き願いたいと思います。

ごめんなさい。14ページ15ページ、もう一度、下のほう、中学校説明していませんでした。すみません。

3項の中学校費の1目の中学校管理費で、489万円を増額してございます。これにつきましては、事務機器等借上料で、69万9,000円の増額で、これも中学校にスポットクーラーを設置したいことから、11台を予算計上したものでございます。

それから、工事請負費419万1,000円でございますが、これにつきましては、一つの特別教

室を間仕切り二つで仕切るなどの工事、電気や機械設備の費用を計上したものでございます、すみません。

それから、16ページ、17ページになります。

4項の社会教育費2目の社会教育奨励費で15万2,000円でございます。これにつきましては、普通旅費でフレンドリーツアー訪問に関わる航空運賃の高騰並びに引率者の増により、予算を増額したものでございます。

それから、3目の社会教育施設費で11万5,000円の増額でございます。これは洞爺の総合センターの管理事業になりますが、通信運搬費で地域未来塾、それから親子塾の事業に関わる通信機能最適化に伴う増でございます。今までポケットw i - f i でやっていたのですが、通信環境が悪いということで増額をするものでございます。

続いて、5項の保健体育費の3目の給食施設費で、882万3,000円の増額でございます。

洞爺給食センター運営事業で、233万3,000円の増額でございます。これにつきましては、洞爺地区の物価高騰の支援としまして、小中学生の保護者の学校給食費の負担軽減として、今年9月から3月、来年の3月までの限定ですが、その負担の軽減を図るために計上したものでございます。

続いて、虻田給食センター運営事業も、同じく649万を計上してございます。そのうち事業費につきましては、給食センターの調理員の退職によりまして、新規採用者が伊達温泉から通うことから、費用弁償の増額をしたものでございます。

それから、学校給食会計補助金で637万5,000円でございます。これにつきましては、先ほどの洞爺地区と同じように、物価高騰の支援として、小中学生の保護者の学校給食費の負担軽減を図るために増額をしたものでございます。

最後、予備費でございます。214万2,000円を増額して、3,124万9,000円とするものでございます。

以上、ご説明申し上げました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

質疑される方が多いので、1回ここで休憩を取りたいと思います。

再開を3時15分といたします。

（午後 3時03分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

休憩前に戻り、一般議案を続けたいと思います。

（午後 3時15分）

○議長（大西 智君） 休憩前には、議案第26号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第2号の説明まで受けております。

質疑から入りたいと思います。質疑はありますか。

1 番、石川邦子議員。

○1 番（石川邦子君） 事項別明細書、9 ページでございます。

9 ページの下段のほうでございますが、高齢者福祉事業委託料、介護予防地域支え合いサポート事業の委託料511万9,000円のところでございます。

まず、この委託先と委託料の内訳なのですが、先ほど副町長の説明の中では、主にアドバイザーの人件費ということございました。この人件費の分の人数、あとアドバイザーになるための要件などがございましたら教えていただきたいと思います。

この事業、モデル事業ということで、午前中も9番議員のほうからのお話もございました。モデル事業を採択されたことは、申請の内容等が大変すばらしいものだったのではないかと思います。

これ、全国でどれくらいの自治体がモデル事業として採択されたのか。北海道では洞爺湖町だけなのか、ちょっとそここのところもお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） ただいまのご質問でございますが、まず、一つ目の委託先の関係でございます。

実はこの事業は、高齢者のみならず、子どもや障害者、生活困窮など、様々な世代を対象に事業展開するものですから、ただいま介護高齢課と子育て支援課、健康福祉課の3課で事業のほう検討を進めているところでございます。

高齢部門のほうに関しましては、このアドバイザーというのは委託料ではなく、今年度は地域おこし協力隊の方が高齢部門に事業を行いたいというお話がございましたので、地域おこし協力隊の方1名を高齢部門のアドバイザーとして配置する予定であります。

委託料に関しましては、子育て支援課のほうから説明をお願いしたいと思います。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 委託料の部分に関しましては、先日、大久保議員の一般質問の際にご答弁させていただいているファミリーサポートセンター事業の主担当アドバイザーを配置するための業務委託料になっております。人数につきましては、メインで活動されるアドバイザーと補助的に活動される2名分の人件費となっております。

このアドバイザーにつきましては、中身につきましては、資格要件は特にはございませんが、子育ての援助を行いたい方と受けたい方の間を調整して面談をしたりする職員という形になっております。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） あと、モデル事業の採択の件なのですけれども、今回、事業のほうの募集があったのが全国で10か所というふうに聞いております。

ただ、8月末にまだ洞爺湖町も内示を受けたばかりですので、ほかのところの自治体がどれだけ内示を受けているかだとかは、まだ厚労省のほうから公表されておられませんので、分

かり次第、ご報告させていただければと思います。

以上になります。

○議長（大西 智君） 1番、石川邦子議員。

○1番（石川邦子君） 分かりました。

モデル事業に採択されたということは、何というのですか、この後、先進地の自治体ということで、行政視察なども多くなってくると思いますし、また担当者にこの事業についての講演の依頼が来たりとか、そういうことも考えられることだと思いますので、そういったことの担当者の負担の部分についても配慮をしていただきたいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） お願いします。

私のほうからは、1番議員と同じように、この事業のほう、モデル事業のほうの質問2点と、それと教育委員会関係になると思いますけれども、ソーシャルスクールワーカーの事業のことについて、お聞きしたいと思います。

まず、ひまわり団地の関係のモデル事業なのですけれども、1点目、総務常任委員会のときに説明を受けた資料の中に、

○議長（大西 智君） 小林議員、ページ数をお願いいたします。

○2番（小林真奈美君） ページ数は9ページです。

その中に、先ほども説明でありましたけれども、ファミリーサポート事業の一つに、一時預かり等ということで、介護高齢だけではなくて子育て支援にも関わって、子供の一時預かりの関係のことも行うということで、これについては、とても本当に子育ての方についてもいいのかなと思うのですけれども。

そこで、たしか来年度から国の政策で、こども誰でも通園制度というのが全国一斉にスタートすると思うのですよね。その部分と、この一時預かり制度のその区分というのを、何というかな、教えていただきたいのが1点目です。

それから2点目なのですけれども、ひまわり団地の集会所を拠点にするということで、それに関わってパネルヒーターとか空気清浄機とか出ているのですけれども、これについては、今現在利用している方々の何か要望とか、これから携わる人たちの要望とか、例えば、エアコンはついていなかったような気がします。

それから、私も何度か利用させていただいたのですけれども、テレビというのですか、パソコンにつないで見る画面とか、そういうのがなかったりとか、DVDとかを見る機材がなかったりとかいろいろあったものですから、そういう要望も聞いていただければ、財源には限りがあると思うのですけれども、より充実した拠点になるのではないかなと思いました。

そして、最後なのですけれども、スクールソーシャルワーカーの事業なのですけれども、この事業を受けるに当たっての経緯と、それと、具体的なこのスクールソーシャルワーカー

の内容を教えていただければと思います。

以上です。

すみません、スクールソーシャルワーカーのページ数は15ページです。

○議長（大西 智君） それでは答弁をお願いします。

細江教育推進課長。

○教育推進課長（細江幸恵君） 私のほうからスクールソーシャルワーカーの関係について、ご答弁させていただきます。

事業の内容といたしましては、今年の3月、昨年度末に道のほうから事業の要請がありました。その時点で、当庁として、活用について申出をさせていただきまして、4月に入ってから内示を受けたところでございます。

その中で、スクールソーシャルワーカーの役割といたしましては、不登校児童の児童生徒の支援ですとか、生活困窮家庭との行政福祉関係、福祉機関との連携という部分で、多岐にわたる支援の提供をとということで、スクールソーシャルワーカーの活用を考えているところでございます。

現在、今9月から毎週木曜日11時半から2時半に、あぶた読書の家を拠点として、相談場所として町内の小中学校の保護者、児童生徒の困り事についての相談を受ける体制を整えているところでございます。

ただ、毎週木曜日、月に3回を予定しておりますので、最終の木曜日につきましては、ソーシャルワーカーをフリーといたしまして、各学校の訪問ですとか、あとは支援を希望する家庭への訪問ですとかというような事業展開を考えているところでございます。

雇用方法といたしましては、道との委託契約という中での実施になっておりまして、事業は100分の100の事業となっております。委託契約でございますので、町としては会計年度職員として任用しているところでございます。

以上でございます。

○議長（大西 智君） 平間子育て支援課長。

○子育て支援課長（平間義陸君） 先ほどのファミリーサポートセンター事業とこども誰でも通園制度の違いでございます。

こども誰でも通園制度につきましては、国のほうからは、来年度までに各市町村で実施してくださいということで通知があり、現段階ではまだ検討段階ではあるのですけれども、来年度から実施していく方向で検討しているところでございますが。

内容としては、生後6か月のお子さんから3歳未満までのお子さんを対象として、どのような理由でも、子どもを預けられるという制度なのですけれども、これは主に保育所でお預かりするような仕組みでございます。

それで今回、ひまわり団地で実施するファミリーサポートセンター事業につきましては、町民の方が子供をお預かりするという仕組みがありますので、一応、保育所ではなく、町民同士での預かりに対する、していくような仕組みになっております。

年齢については、市町村ごとに定めることになっておりまして、現段階では小学生までを対象としたいなというところではありますけれども、これにつきましては、実施までにきちんと決めて実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（大西 智君） 鎌田介護高齢課長。

○介護高齢課長（鎌田智子君） 私のほうから、二つ目の質問がありましたひまわり団地の備品だとかの整備の関係について、ご説明をさせていただきます。

先ほど、議員のほうからご提案がありましたエアコンやテレビ、モニターやDVDなども全て備品購入の中に含めて、今回、予算計上させていただいているところでございます。

ただ、こちらに関しては、行政職員と、今回アドバイザーになる予定の方々と現地を下見しまして、必要なものを準備している段階ですので、これから住民説明会と、あと実施に当たっては協議会を立てていくこととなりますので、その中で正式に必要なものだとかも決定させていただきまして、順次準備をしていく予定でおります。

以上になります。

○議長（大西 智君） 2番、小林議員。

○2番（小林真奈美君） ありがとうございます。

スクールソーシャルワーカーの事業については、ぜひね、そういういろいろ困り事を抱えた子供たちや保護者たちのために、本当に役立つ事業であってほしいと思いますので、学校を通してなのか、あらゆる場面で、その周知の方法といたしますか、やっていただきたいなと思います。

それから、ファミリーサポートの部分なのですが、地域の方々が洞爺湖町の子育てに関わるというのはとてもいいことだというふうに思うのと、また、やはり子供、保育に関しては、やはり専門的な知識、技術を持った方が必要じゃないかなと。

やはり洞爺湖町の子育てのためには必要ではないかなと思うので、そういうものも、こども誰でも通園制度などとの絡みも考えて、これからやっていってほしいなと思います。

それと、ひまわり団地のことなのですが、ぜひ、いろいろ利用者さんからも要望等を聞いて、生かしていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） ページ数は9ページであります。

一番上の報償費で伺っておきたいと思うのですが、これは、東京あぶた・とうや湖会ということで、今年50周年という節目の記念すべき年であるだろうと思うのですが、何名を、当初、もう相当な人数いくのではないかなと、出席するような形になるのではないかなと思っていたのですが、この金額ではせいぜい2、3名かなと思うのですが、何名になっていますか。それが1点。

それから、ページ数は15ページで、いわゆる災害対策事業費で伺っておきたいのですが、

実は、自分こういうアラートとかなんとか、どういうシステムなのかということは全く分かりませんので、そういった観点から伺いますが。

実は、今日の一般質問で時間がなかったので言えなかったのですが、いわゆる登別市で全国の瞬時警報システムJアラート、これは自動起動装置を連動させて、警報発表で自動的に住民にも連絡できるようになっているという、緊急メールが届くようになっていると。

洞爺湖町の場合は、自分も前回7月30日、Jアラート鳴って、慌てて役場のほうに出向いたのですが、これは同じものなのでしょうか。その点、確認をさせてください。

それから、もう一つはこのところで伺っておきたいのですが、どこで出てくるかなと思って期待をしておったのですけどね。スポットクーラー、今回の7月30日の津波被害による、想定されるということで避難所を開設して、スポットクーラーを設置したところがあるだろうと思うのです。

ところが、聞くところによると、ボルト数が足りなくてつけられないという、そういう事態も発生したかと思うのですが、少なからずや災害というのはあってほしくないことなのですが、いつ何どきでも、例えば冬になったら暖房も必要になってくるでしょうし、夏場はクーラーということになるだろうと思うのですが、やはりいつでも災害が、例えば発生したならば、そういうスポットクーラーがスムーズに使えるような、やはり避難場においてはボルト数を上げるとか、そういったことを考えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

ちなみに、災害用のスポットクーラーというのは、洞爺湖町では17台有してあるということなのですが、そういったところを、しっかりと検証しながら、次の災害が発生したならば対応できるような体制を取っておくべきじゃないのかなという気がするものですから、その辺、伺っておきたいなと思います。

それからもう1点、17ページの、いわゆる負担金補助及び交付金、これは旅費も含めるのですが、実は給食費の会計などが記載されております。全部でやはり800何万かな、ということは何、なぜ聞くかということ、昨日の一般質問でも、例えばこれが3月31日で、来年の3月31日に完了したならば、次もまた引き続き、令和8年度へ移行できるような、そういう体制はできないのかという質問もあったかと思うのですが。

少なからずや、私は今回の補正についてはこれぽっきりだよということなのか、それともこれを契機に令和8年度も給食費を計上するという考えはあるのか、今回は7か月で800万なんぼですからね。あと5か月たつと、12か月ということやると、概算では1,300万ほどになるのではないかな、高額になりますよね。

したがって、今回3月、来年の3月31日までのぽっきりの事業であるのかどうなのか、その辺をはっきり明記していただきたいなと思います。

○議長（大西 智君） 4点ですね。

末永総務課長。

○総務課長（末永弘幸君） まず、1点目のページ数9ページの関係、東京あぶた・とうや湖

会の関係の経費、今回は補正予算という形で提案をさせていただいておりますけれども、今回の東京あぶた・とうや湖会50周年記念ということで、総会を令和7年の11月15日で今、予定をしてございます。

対象者の予定でございますけれども、現在、一部助成の対象者8名を予定してございます。これがまず1点目の回答です。

それと2点目、Jアラートの仕組みの関係ですけれども、緊急地震速報ですとか弾道ミサイルの情報など、主に、時間的に余裕がない事態に関する情報、これを今回、携帯電話などに配信をするということで、緊急速報メールだとか防災行政無線を通じまして、住民の皆様は瞬時にお知らせをするというシステムになりますけれども。

先ほど登別の事例がございましたけれども、登別はLアラートというものと連動しているというような形になりますけれども、うちの町については、現在Jアラートの仕組みとはちょっと連動はしてございまして、今後の課題ということで、今回の総括の中でも出てきた案件でございます。

ただ、連動するに当たって、虻田1区、2区とかという形の表示にはちょっとならないものですから、その点の住民の方にご理解をいただくような形が当然出てくると思いますので、それらも含めて、検討したいなというふうに考えてございます。

それとスポットクーラー、教育委員会のほうから上がっていますが、スポットクーラーに関連して、避難所となり得る体育館ですとか避難施設の電源、100ボルトではなくて200ボルトに上げてはどうかというような形のご質問かと思っておりますけれども。

これはその、何というのでしょうかね、100ボルト以外の200ボルトにするとした場合については、その基本料金の関係との兼ね合いも当然出てくると思いますので、それとあと工事費ですね。

それらの兼ね合いも含めて、一般質問の中でも出てきましたけれども、施設の中でコンセントの、何というのでしょうかね、場所ですとかの点検と合わせて、この辺につきましても、防災士とのほうでもちょっと研究をしたいなというふうに考えてございますので、併せて報告も兼ねて答弁させていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 今の総務課長のお話、もう一度、ちょっと訂正というわけじゃないのですが、補足説明させていただきます。

まず初めの東京あぶた・とうや湖会の話で8名という話をさせていただきました。これはちょっと先ほど言った40年のとき、10年前のときと同じように8名を募集して、考え方としては、参加していただける方に、その費用として3万円の補助金を出すという仕組みで、前回もやられたそうです。

人数も、そんなに殺到されていない状況でしたが、やはり同じような仕組みを整えたいということで、先ほど25万何がしのときの24万円が、その費用に当たるということでご理解

いただきたいと思います。

それから、Jアラート、登別のこととは別に、議員が俺の鳴ったのはそうかということだと思うのですが、それがまさしくJアラートで、防災無線と一緒に携帯が鳴ったのは国からの通知で、高台に避難地区関係なく、まずは皆さんに周知ということがJアラートだと理解してもらっていいと思います。

それから、避難所でスポットクーラーの話だと思います。大変、うちらも段取りが悪いところもあったかもしれませんが、先ほど、テレビが見られないとかという話もあったかと思しますので、私どももう一度、そこら辺の、先ほど課長のほうで電気料のことも心配だという話もあるのですが、ないと困る。

だからそのときは、そこはどうするのだということも含めて、200ボルトの電源が必要なものをつけなければいけないかもしれませんし、それでなかったら100ボルトで何ができるのだということを想定して、今回ちょうど、言い方はあれですが、反省点も分かりましたので。

そういう意味で、テレビの関係とかスポットクーラーの位置とかをどうするのだということとは、しっかり検討させていただきたいということで、その3点、改めて報告させていただきます。

以上です。

○議長（大西 智君） 渋川教育長。

○教育長（渋川賢一君） 給食費の関係でご質問がございました。

今回のこの物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金、こちらのほうを、活用させていただくという中で、この交付金のメニューの中に、今回、給食費が入っているといったようなことから、活用させていただきたいというふうに考えております。

現在、昨日の答弁でもありましたけれども、児童生徒1人当たり1食100円ずつの助成を現在やっているところでございます。今回、8年の3月31日まで、こちらの交付金を活用させていただくということで。

次年度以降、ではどうするのかといったような中で、国のほうでは以前に、小学生が無償化になるというお話が出て、私もこれはいいことだなというふうに思っていたのですが、実際、8月末に国のほうの来年度に向けての、何というのでしょうか、予算の概算要求が出てきておまして、文部科学省のところを拝見したところ、一切そういったような文言は載っておりません。

また、何というのですか、こども家庭庁ですか、そちらのほうにもあるかなというふうに私は思っていたのですが、文言としてはあるようなのですが、どういった財源を活用するのかですとか、ではこの後、それぞれ無償化にするときに、各地方にどういった形で配分していくのかといったようなものは一切出ていないといったような状況です。

なかなか国のほうでも制度設計をするのに時間がかかっているのかなというふうに思っていて。来年度からの実施というのがどうなのだろうと、ちょっとまだ、はてなマークがつい

ているようなところでございます。

そういったことも含めまして、今年度については、この交付金を活用させていただきたいというふうに思っておりますけれども、次年度以降については、現在、この100円の助成を行っている、このところをまずベースに考えていくといったようなことで、次年度からいきなり、では全部無償化するのかといったようなことについては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

9番、越前谷議員。

○9番（越前谷邦夫君） 1点だけ。スポットクーラーの設置の関係でね、やはり今回の津波避難というのは、全国で3万人ぐらい避難したはずなのですよ。避難したのと対象が3万人と。実際に熱中症になって搬送されたのは、大体9人という。

けれども、政府もどうも、今回の教訓は何と言っても熱中症対策だと、これが1番だと。したがって、我が町もそういう災害用のスポットクーラーはあるのだけでも、ボルト数によってつけられないと。

それはやはり定期料金が上がるからどうかということではなく、災害というのはあってもほしくないけども、いつでもそういうスポットクーラーが使えるような、そういう体制を整えておくことが極めて重要なと思うのですが、もう一度その点、どのような見解をお持ちか聞かせてください。

○議長（大西 智君） 八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） 先ほども答弁させていただきましたが、今、議員おっしゃるとおりだと私も思っておりますので、同じことを言うようですが、しっかり検証させていただいて、そのときのケースをちゃんと対応できる、今回がいい事例になったと思いますので、しっかり検証させていただきまして、その設備を整えていきたいと、そのように思います。

以上です。

○議長（大西 智君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第2号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号令和7年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算第2号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大西 智君） 日程第15、議案第27号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算第1号についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書の46ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算第1号でございます。

第1条、令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算第1号は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

それから、第3条になりますが、予算第4条の本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億5,851万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,215万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億2,636万1,000円で補填するものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をするものでございます。

補正予算に関する説明書をお配りしているかと思えます。そちらのほうで説明をさせていただきたいと思えます。

6ページ、一番下のページをお開き願いたいと思います。

収益的収入でございます。

1款下水道事業収益2項営業外収益5目の雑収益でございます。252万5,000円を増額するもので、虻田下水終末処理場ほか更新工事におきまして、撤去処分する機械等を鉄くずとして売払い処分をしたことにより得た収益を増額補正するものでございます。

収益的支出になります。

1款の下水道事業費用の1項営業費用2目処理場費で、499万4,000円を増額でございます。これは、虻田下水終末処理場の修繕の発生により、増額をするものでございます。

2項の営業外収益1目の支払利息及び企業債取扱諸費で、240万2,000円を減額するものでございます。これは、虻田下水終末処理場ほか更新工事におきまして、事業の繰越しが発生したことから、令和6年度の起債借入れ額が減額になったことから減額をするものでございます。それから、これに伴いまして、予備費の6万7,000円を減額するものでございます。

下の7ページになります。資本的収入及び支出でございます。

資本的収入でございますが、1款の資本的収入、5項の負担金等、1目の受益者負担金で、13万7,000円を増額するものでございますが、受益者負担金の発生に伴い、増額補正をするものでございます。

それから、資本的支出でございます。1款の資本的支出、3項1目の国庫補助金返還金になります。132万2,000円の増額でございます。収益的収入で説明しましたが、虻田下水終末処理場ほか更新工事に伴う発生物件の売払い処分によりまして、交付金の受入超過が発生したため、国庫補助金の返還に伴い増額をするものでございます。

以上、ご提案申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算第1号についてを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号令和7年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計補正予算第1号については、原案のとおり可決されました。

◎認定第1号から認定第7号の上程、説明、採決

○議長（大西 智君） 日程第16、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてから、認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定についてまで、一括して議題といたします。

提案理由の説明を一括して求めます。

八反田副町長。

○副町長（八反田稔君） それでは、議案書48ページをお開き願いたいと思います。

認定第1号から認定第7号まで、一括してご提案させていただきます。

初めに、認定第1号令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町一般会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、49ページをお開きください。

認定第2号令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

次に、50ページになります。

認定第3号令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、51ページになります。

認定第4号令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者特別会計決算の認定についてでございます。地方自治法第233条第3項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

次に、52ページでございます。

認定第5号令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

続いて、53ページになります。

認定第6号令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算の認定についてでございます。公営企業会計法第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

54ページになります。

認定第7号令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算の認定についてでございます。地方公営企業会計法第30条第4項の規定により、令和6年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業会計決算を別冊のとおり、監査委員の意見を付して議会の認定に付すものでございます。

これらの会計につきましては、慣例によりまして、今後、決算特別委員会が予定されているところでございますので、詳細についてはそちらのほうでご説明させていただきたいと思っております。

以上、ご提案申し上げます。

○議長（大西 智君） 提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

本件については、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、本件の各会計決算の認定につきましては、決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任について、お諮りいたします。

委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することになりますが、議長並びに監査委員を除く全議員10名による特別委員会としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（大西 智君） 異議なしと認めます。

したがって、議長並びに監査委員を除く10名による決算特別委員会とすることに、決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

特別委員会を開催していただき、正副委員長の互選をお願いいたします。

（午後 3時57分）

○議長（大西 智君） それでは、再開をいたします。

（午後 4時06分）

○議長（大西 智君） 決算特別委員会が開催され、正副委員長が決定しましたので、ご報告いたします。

決算特別委員会委員長には千葉委員、副委員長には小林委員が選出されました。

なお、明日13日から3日間の休みを挟みまして、16日から18日の午前中までの日程となっております。この議場で決算特別委員会を開催する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

◎散会の宣告

○議長（大西 智君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 4時07分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員